

北海道地域福祉研究

2021年（第25卷）

北海道地域福祉学会

目 次

論 文

1. 災害時における高齢者福祉施設職員の参集意識
ーテキストマイニングによる解析からー 1

佐藤 大介（日本福祉大学）
2. 訪問型有償ボランティア団体の継続的運営の課題
ーワークショップの分析からー 13

畠山 明子（星槎道都大学社会福祉学部）
大原 昌明（北星学園大学経済学部）
杉岡 直人（北星学園大学）
3. 認知症家族介護者の介護体験における気づき
ー「困難」に分類できない体験から得られるものとはー 27

黒澤 直子（北翔大学）
澤野 尚子（北翔大学北方圏学術情報センター）

調査・実践報告

1. 地域共生型ひきこもり包括支援プラットフォーム構築に向けて
ー生きづらさの人々の架け橋となるローカルベースキャンプづくりー 35

田中 敦（特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク）

事例

1. マチの色探しによる多様な地域連携と次世代育成の取り組み
ーその1 2017年度からの事例報告ー 50

外崎 由香（北海道カラーデザイン研究室）、小笠原志朗（名寄市社会福祉協議会）
鈴木 咲希（名寄市社会福祉協議会）、鶴原 真央（名寄市社会福祉協議会）

- 第4回 地域福祉優秀実践賞 顕彰団体** 光生舎ゆいま〜る・もみじ台 57

論文

災害時における高齢者福祉施設職員の参集意識 —テキストマイニングによる解析から—

佐藤大介(日本福祉大学)

要旨

本研究では、災害時における高齢者福祉施設職員の参集意識調査から、関連要因を分析し、参集に関連する特徴を示唆することを目的とした。調査アンケートでは、A 県内の特定の二次医療圏の高齢者福祉施設 72 カ所に勤務する 406 名の福祉施設職員に「災害時における参集に関する意見」を自由回答文で求めた。得られたデータは、テキストマイニングソフト KH Coder を用い、20 回以上の頻出語を対象に、階層的クラスター分析と共起ネットワーク分析を行った。

結果、階層的クラスター分析では、5つのクラスターが構成された。共起ネットワーク分析では4つのグループ形成と、分析をおこなった。考察の結果、大地震発生時における福祉施設職員の参集意識として、(1)職場への参集阻害要因は家族の安否状況による、(2)被災への不安と福祉専門職としての使命、(3)平時からの災害への備えと職員の防災意識の向上の必要性、の3つの特徴を有していることが示された。

研究成果からの提言として、福祉施設の災害時への備えは、職員にのみ実施する、防災に関する教育や訓練だけの取り組みだけでは不十分である。職員が暮らす平時の地域状況や居住環境、家族構成を把握すること、さらには、職員が災害時に施設に参集することへの家族理解や、平時からの家庭内の防災教育が充足されなければ、職員が勤務する福祉施設へ、速やかな「参集」を叶えることは難しいことが示唆された。

キーワード：参集、災害、高齢者福祉施設

1. はじめに

我が国は、従来から自然災害による甚大な被害に見舞われてきた。国土の四方を海で囲まれ、海岸線が長く複雑であるため、地震の際は津波による被害が発生しやすいと言われる。2011 年3月に発災した東日本大震災では、強震の後の大津波、火災に加えて原発事故も含めて多様な被害が連鎖した。これは過去、誰も経験したことのない広域の複合型災害であった。震災から 10 年を迎えた今日においても、被災者が未だ不自由な生活を強いられており、潜在化された福祉課題が山積されている。その一方で、数々の大規模自然災害を契機として、福祉施設や地域住民の防災や減災に関連する意識変革は加速化している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会は、我が国で発生する地震の発生可能性等を評価し、随時公表している。南海トラフ地震については、マグニチュード8から9クラスの地震の 30 年以内の発生確率を、70～80%と予測(2021 年1月 13 日時点)。首都直下地震に関しては、マグニチュード7程度の地震の 30 年以内の発生確率を、70%程度と予測している(2021 年 1 月 13 日時点)。これからは、激甚化・頻発化する大規模自然災害に対応すべく、被災からの復興の経験や教訓を生かし、よりよい社会への変革を図りつつ、私たちの生命や生

活を守るために、防災・減災に不可欠な要点を継続的に探っていく、基礎的な研究や実践が求められるであろう。

そこで、本研究では、社会福祉施設に関する防災・減災に関連する知見として、大規模自然災害時に職員が勤務施設に「参集」する意識に着目した。佐藤ら(2019)は大地震を想定した高齢者福祉施設の参集意識調査から、参集意識が高い職員に共通する要因や、参集を阻害する要因を検討した。この調査では、災害時における職員としての役割の明確化、職員の被災リスクの想定、施設としての災害対策のあり方を具現化して職員に浸透させる必要性が提案されており、職員自身やその家族の日常の生活状況、災害への備えを意識しながら、組織内の事業継続計画(Business Continuity Plan、以下 BCP)の策定に合わせて参集基準を、職員の参集意識を理解しながら図っていくことが重要であるとまとめている。

また、MS&AD インターリスク総研株式会社は 2020 年に、全国社会福祉法人経営者協議会に加入している社会福祉施設等 7,986 施設を対象とした調査を実施した。調査項目として、地震が発生した場合に職員が参集するルールを決めているか尋ねたところ、8割弱の施設がルールを決めている一方、「参集するルールは決めていない」と回答したのは2割程度であった。しかし、参集のルールを決めていると回答した施設であっても、具体的に参集に関するルールが災害時に機能するか、不明瞭な箇所が散見された。この結果について著者らは社会福祉施設等における BCP の認知度の低さや、その有用性、実際の取組事例といったエビデンスが乏しいことが考えられると報告している。

このように、社会福祉施設における参集に関する基礎研究調査が進む中で、厚生労働省老健局は「高齢者福祉施設」における BCP 策定のためのガイドライン(2020)を示した。ガイドラインには、発災時の職員の参集基準を記載されており、職員の自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討している。例えば、災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知しておくこと。一方、「参集しなくてよい状況」を明確に定め、職員を危険にさらしたり、参集すべきか板挟みで苦しめたりすることのないように配慮することも重要であるとした。さらに、24 時間ケアを行う必要がある入所施設は、災害が「日中に発生した場合」と「夜間に発生した場合」に分けて自動参集基準を定める方針をまとめている。また、利用者の安否確認が速やかに行われるよう担当を決めておくこと。災害時の移動は原則「徒歩」であり、道路の陥没や橋梁の落下などにより、迂回ルートを取る必要性などから移動速度を「2.5 キロメートル毎時」が目安(平常時は4キロメートル毎時)にするなど具体的なガイドラインを示した内容などである。

このガイドラインが示される以前は、我が国における高齢者福祉施設の災害対策や参集に関する基準は、各都道府県が独自に発行する BCP 策定ガイドラインや、東京都社会福祉協議会が発行する「高齢者福祉施設における BCP 作成ガイドライン(震災編)4」にとどまり、高齢者福祉施設全体で基準が統一されているわけではなかった(佐藤ら 2019)。内閣府の調査(2015)では、福祉避難所の施設分類で最も開設比率が高いのが社会福祉施設の「老人福祉施設(61%)」となっており、災害時に果たす高齢者福祉施設の役割は大きく、通常の施設運営に含め、災害時の福祉避難所の運営には、より人員が必要となる。その点を含めても、このガイドライン指針において、BCP 内に災害時の参集基準を含めたことは大変重要なことである。

2021 年4月から、介護施設・事業所に対しては、BCP の策定が運営基準に定められた。社会福祉施設における参集のルールや決まりについては、施設ごとに、BCP 内に定めていることが多いため、BCP の策定に苦慮

している事業者が多く、BCP の作成セミナーなどが各自治体単位で開催されている。しかし、施設の立地条件や、勤務する職員の交通機関の状況やパターンが多岐にわたり、明確な統一基準を BCP 内に示すことが困難な状況でもある。

2. 研究目的

本研究では、災害時における高齢者福祉施設職員の参集意識調査から、関連要因を分析し、参集に関連する特徴を示唆することを目的とした。なお、分析データは調査アンケート内の、自由回答文に記載された頻出語を対象としているため、個人属性別(性別、施設種類、職種、役職、雇用形態)に分類、分析した場合、差異点の特徴が表れにくいことが考えられる。よって、本研究では、個人属性別に分類せず、自由回答文に回答した者を分析対象とし、高齢者福祉施設に勤務する職員全体の参集特徴を概観することにした。本研究の成果は、高齢者福祉施設における BCP 策定の一助として、さらには、今後の防災・減災対策の課題についても検討できるものである。なお、本研究における「参集」は、「災害後(大規模自然災害後)ただちに職場に駆けつけること」と定義している。

3. 研究方法

本研究は、アンケートの自由回答文データをテキストマイニングの手法で内容分析をおこなった。テキストマイニングとは、テキスト(文章)をマイニング(情報発掘)することで、自然言語処理と統計解析といったデータマイニングの技術を核とし、それらの組み合わせによって実現される分析方法である。この作業により、非構造的・半構造的な質的データ(テキスト)を統計的に処理することが可能であり、膨大な量のデータを客観的に把握することができる。

分析ソフトには、樋口らが作成した KH Coder(3.Alpha.13g)を使用した。KH Coder とは、テキストデータを計量的に分析するために作成・公開されたプログラムソフトウェアである。KH Coder に同梱された Term Extract を用いて形態素解析(文章を単語あるいはフレーズごとに切り分ける処理)と、20 回以上の頻出語を対象に階層的クラスター分析をおこない、記述された内容を概観した。

分析手順として、アンケートの自由回答文データで多く使用された頻出語を用い、出現パターンが似ている(同じ段落の中に共出する)語の組み合わせを段階的に観ることができる図(デントログラム)で大規模災害時の参集意識の全体像を概観する。次に参集意識の特徴と、その関係を頻出後の共起から探るために、共起ネットワーク分析を行い、高齢者福祉施設における職員の参集意識のプロセスを明らかにしていく。

(1) 研究対象者

2015 年9月に無記名自記式質問紙調査を実施した。調査は A 県内の特定の二次医療圏の特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、有料老人ホームの高齢者福祉施設 72 ヲ所に本研究の主旨を説明し、協力を依頼した。結果、高齢者福祉施設 35 ヲ所から協力を得た。内訳は、特別養護老人ホーム 19 ヲ所、養護老人ホーム6ヲ所、介護老人保健施設2ヲ所、有料老人ホーム8ヲ所である。施設から協力を得た際に、調査用紙配布可能な職員数を訪ねたところ、生活相談員 54 名、介護支援専門員 39 名、介護職員 387 名の計 480 名の協力が見込まれた。協力可能との申し出があった職員数分の質問紙を施設に送付し、各職員へ配布を依頼した。

個人宛の説明文書を同封し、調査意識によるものであること、拒否や中止の際にも不利益を被らないこと、個人情報取り扱いには十分注意することなどを文書で説明した。記入した質問紙は減封の上、施設の管理者へ提出するよう依頼し、管理者に施設でのとりまとめを依頼した。

（２）調査内容

福祉施設職員に対し「災害時における参集に関する意見」を自由回答文で求めた。なお、本研究は福祉施設職員における災害時の参集意識を量的縦断的に調査した研究の一部であり、質問紙には他の質問項目が含まれた。

（３）倫理的配慮

本研究は日本地域福祉学会研究倫理規定を遵守するとともに、日本福祉大学の「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認（申請番号 15-12）を受けた。調査は個人情報の取り扱いに注意することや、調査が自由意思に基づくものであることなどを文書により説明した。質問紙への回答をもって調査に同意いただいたものとする旨を記載し、実施した。

４．結果

研究協力に承諾を得られた 35 施設の 480 名に調査用紙を配布した。回収数は 406 名、回収率 84.5%、有効回答数 406 名、有効回答率 100%であった。回答者の所属施設は、特別養護老人ホーム 64.5%と最も多く、老人保健施設 17.5%、有料老人ホーム 16%、養護老人ホーム 2%の順であった。また、男性 143 名 (35.2%)、女性 263 名 (64.8%)、年齢は 18 歳～74 歳で平均値 37.7(±12.5 歳)歳、実務年数1年～38 年で平均 8.7 (±5.9 年)年、一人暮らしの者が 6.8%であった。職種は生活相談員が 14.3%、介護支援専門員が 7.4%、介護職員 70.9%を占め、雇用形態は正規職員が 88.9%でもっとも多かった(表1)。なお、本研究の分析に使用した、自由回答欄記述の有効回答は 202 名、有効回答率は 49.7%であった。

表1 調査対象者の個人属性		N=406	
項 目	結 果		
年齢	37.7±12.5 歳		
実務年数	8.7±5.9 年		
性別	N	%	
男性	143	35.2	
女性	263	64.8	
高齢者福祉施設	N	%	
特別養護老人ホーム	262	64.5	
老人保健施設	71	17.5	
養護老人ホーム	8	2.0	
有料老人ホーム	65	16.0	
職種	N	%	
生活相談員	58	14.3	
介護支援専門員	30	7.4	
介護職員	288	70.9	
その他	30	7.4	

役職	N	%
課長職級	13	3.2
係長職級	9	2.2
主任職級	68	16.7
なし	293	72.2
その他	23	5.7

雇用形態	N	%
正職員	361	88.9
契約職員	3	.7
嘱託職員	1	.2
パート・アルバイト	41	10.1

(1) 頻出後分析

研究対象者 202 名分の自由回答文を分析対象ファイルとして前処理を実施した。文章の単純集計の結果 716 の文が確認された。また、総抽出語数(分析対象ファイルに含まれているすべての語の延べ数)は 16,404 語、異なり語数(何種類かの語が含まれていたかを示す数)は 1,423 語であった。さらに、助詞や助動詞など、どのような文章にも現れる一般的な語が除外され、分析に使用される語として 5,257 語(異なり語数 890)が抽出された。

また、語の取捨選択・強制抽出する語の指定として Term Extract にて抽出した複合語リストを精査し、不適切な複合語を整理し、強制抽出するべき複合語を取捨選択コマンドにて強制抽出語として 10 の複合語を指定した(表2)。さらに、品詞別に抽出された抽出語リストを基に、話し言葉として出現する語句や、文脈上意味の合わない言葉を取り除き、分析の対象とならない品詞(組織名、人名、地名)を取捨選択コマンドにて除外した。以上の手続きにより、これらの複合語を含む出現回数 20 回以上の 30 語を最終的な分析対象とした(表3)。

表2 強制抽出した複合語

入居者	交通手段
利用者	可能性
東日本大震災	自然災害
被災者	福祉施設
安否確認	避難訓練

表3 出現回数 20 回以上の頻出語

No	抽出語	出現回数	No	抽出語	出現回数	No	抽出語	出現回数
1	職場	171	11	意識	38	21	困難	28
2	災害	161	12	利用者	37	22	対応	27
3	参集	161	13	実際	35	23	避難	26
4	自分	156	14	職員	35	24	気持ち	25
5	家族	122	15	大切	34	25	被害	24
6	状況	98	16	確認	33	26	津波	23
7	必要	75	17	安全	30	27	行動	21
8	人	66	18	訓練	30	28	不安	21
9	安否	42	19	優先	30	29	地域	20
10	自宅	39	20	心配	29	30	日頃	20

（２）階層的クラスター分析

自由回答文の全体において、出現パターンの似通った後の組み合わせにどのようなものがあつたのかを探索するため、階層的クラスター分析（最小出現数 20、方法：Ward 法、距離 Jaccard）を行い、5つのクラスターで構成されるデンドログラム（樹形図）が作成された（図1）。各クラスターを命名し、その特徴と自由回答文の具体的な記述の一部を示す。

① クラスター１：【職場への参集条件】

このクラスターは、「状況」「職場」「災害」「参集」「自分」「家族」から構成され、災害時の職場への参集についての関するまとまりであつた。参集は必要であるとは考えているが、自分自身や家族の被災状況により、参集を阻害する要因の意見があつた。クラスター1を【職場への参集条件】と命名した。

- ・ まずは自分と家族の事になる。次に交通手段。そうなると参集できるかと気持ちと行動がともなわない。
- ・ 参集については「状況による」としか答えられない。自分にも大切な家族が居るので、何かあれば付き添いたいと思う。
- ・ きっと職場に行くと思うが、不安感や恐怖心の強い中、仕事ができるのかわからない。
- ・ テレビで観ていて参集は絶対必要であると思った。反面、自分の身に起こつたらと考えさせられた。

② クラスター２：【災害時の不安事項】

このクラスターは、「自宅」「被害」「避難」「津波」「心配」から構成され、災害時の被害状況や職務について心配なことに関するまとまりである。自宅の立地状況による津波等の被災に対する不安、並びに勤務時の利用者等の避難についての意見である。クラスター2を【災害時の不安事項】と命名した。

- ・ 自分が自宅にいる時に災害が起こった場合、やはり自分の家族や身近な大切な人の援助が優先的になる。
- ・ 海岸に近い場所に住んでいるため、津波の危険・影響は少なからずあると思います。本人・家族に負傷者、又は家屋等崩壊が心配。
- ・ 福祉施設に勤務する職員として、大規模地震時の避難は大変難しいと感じた。
- ・ 施設にいる時に大きな被害 が起こった時は、出来る限りの働きをしたいと思う。

③ クラスター３：【参集を阻害する要因】

このクラスターは、「困難」「安否」「確認」「気持ち」「実際」「優先」「安全」から構成され、災害時の家族等の安否確認を優先したいと考えている、まとまりである。勤務施設への参集を叶えるためには、家族の安否や安全が確認されているのが必要な意見である。クラスター3を【参集を阻害する要因】と命名した。

- ・ 災害時に施設に不在の場合は自分や、家族の安否を優先する為、施設のことまで考えて行動できるかわからない。また、施設へ向かう道も安全か不明。
- ・ 参集すべきものであるという意識は強くなったが、家族など身近な人たちの安否確認の困難さも強く感じら

れた。

- ・ 家族の安否が不明なままの状態では、家を離れて参集する気持ちにはなれない。安否が確認できたら、参集には応じるつもりです。
- ・ 子どもがまだ幼く、災害時にはやはり1番に家族の安否を確認し、そのあとで施設に向かうと思います。

④ クラスタ－4：【平時からの災害への備え】

このクラスタ－は、「行動」「大切」「意識」「訓練」「日頃」から構成され、平時からの災害の備えを勤務施設だけでなく、意識レベルでも実施すべきであると考えている、まとめりである。大規模自然災害が発生した後の、被害を最小限に抑える減災に関する備え、並びに個々人の災害に関する意識を高めることが必要と考えている意見である。クラスタ－4を【平時からの災害への備え】と命名した。

- ・ 災害時に職場に足が向くかどうか葛藤がある。災害がいつ発災してもよいように意識しておく。
- ・ 実際に参集した場合、少人数での対応のことも計算にいれて行動できればと思います。
- ・ 施設訓練として地震発生時のことを重点に行うべきか、その後の生活を考えた想定訓練を行うべきかの判断が必要。
- ・ 日頃から、いつ災害がきても良いように意識し、自分自身を守り、周りの人を守るようにする。

⑤ クラスタ－5：【福祉専門職としての使命】

このクラスタ－は、「職員」「利用者」「必要」「人」「地域」「対応」「不安」から構成され、福祉施設に働く福祉専門職としての使命に関するまとめりであった。災害時には想定しない様々な困難事例が起きえるが、入所者を始めとして、人の命や生活を守る意見があった。クラスタ－5を【福祉専門職としての使命】と命名した。

- ・ 仕事の責任があるので、何かあった場合行かなくてはいけないという意識は働くと思いますし、職員やその家族、利用者の事が気になると思います。
- ・ 参集する事は義務であると分かっているが、自分の住んでいる地域で助けが必要な人がいれば、目の前にいるその人を放っておけないと思う。
- ・ 職場のルールとして自動参集が定まっているが、人員が確保できるか不安が残る。
- ・ 職場の入居者の状況も心配であるが、家族の安否も心配なので、臨機応変に対応が必要なのと、地域や近所の方々と協力して、たくさんの人を助けられる状況を作りたい。

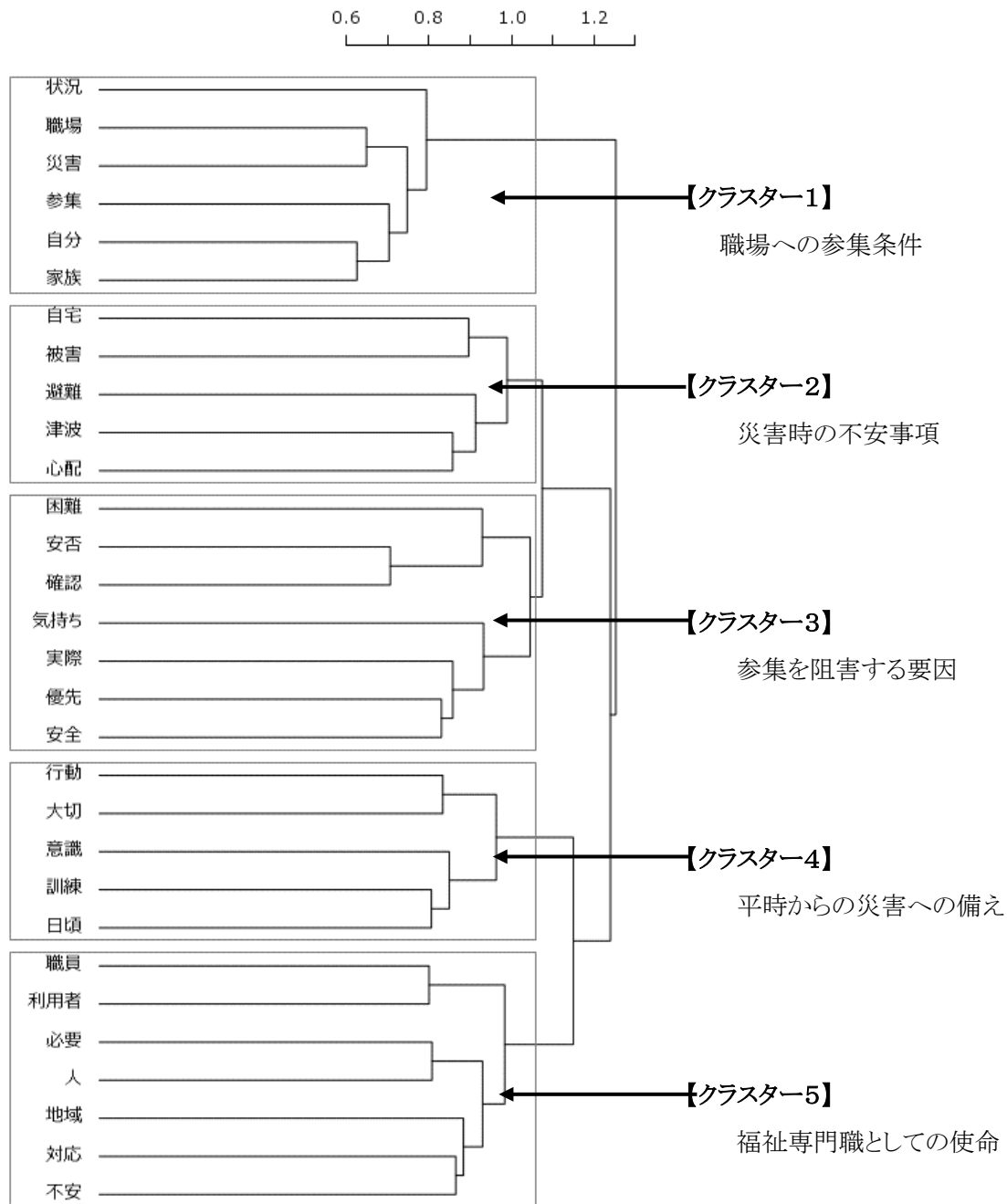


図1 階層的クラスター分析(デンドログラム:樹伏図)

(3) 共起ネットワーク分析

次に、出現回数 20 回以上の頻出語を用いて、語の共起関係を、共起ネットワーク図で可視化した。共起ネットワーク図では、強い共起関係ほど太い線で表され、出現回数の多い語ほど大きい円で描画される。ただし、出現回数が多い語でも、他の語との強い共起関係がないものは、共起ネットワーク図上には表示されない。以上の条件を踏まえ、作成された共起ネットワークの構造が図2である。

この図は、大規模自然災害が発生した時に、自らが勤務する福祉施設に自分自身が参集することに対して抱く不安として、回答した記述の中で頻出する語と語の関係を表す構造である。つまり、福祉施設に勤務する職員

が災害時に抱く不安の様相を呈している。

描画された共起ネットワークは、Aグループでは、「災害」「参集」「自分」「状況」を中心に結びつき、さらに「人」「必要」と結びついた。Bグループでは、「家族」を中心に「安否」「確認」「安全」「優先」と結びついた。さらにCグループは「職場」を中心に、「職員」「利用者」。Dグループでは、「意識」「訓練」「日頃」で強い繋がりを確認できた。

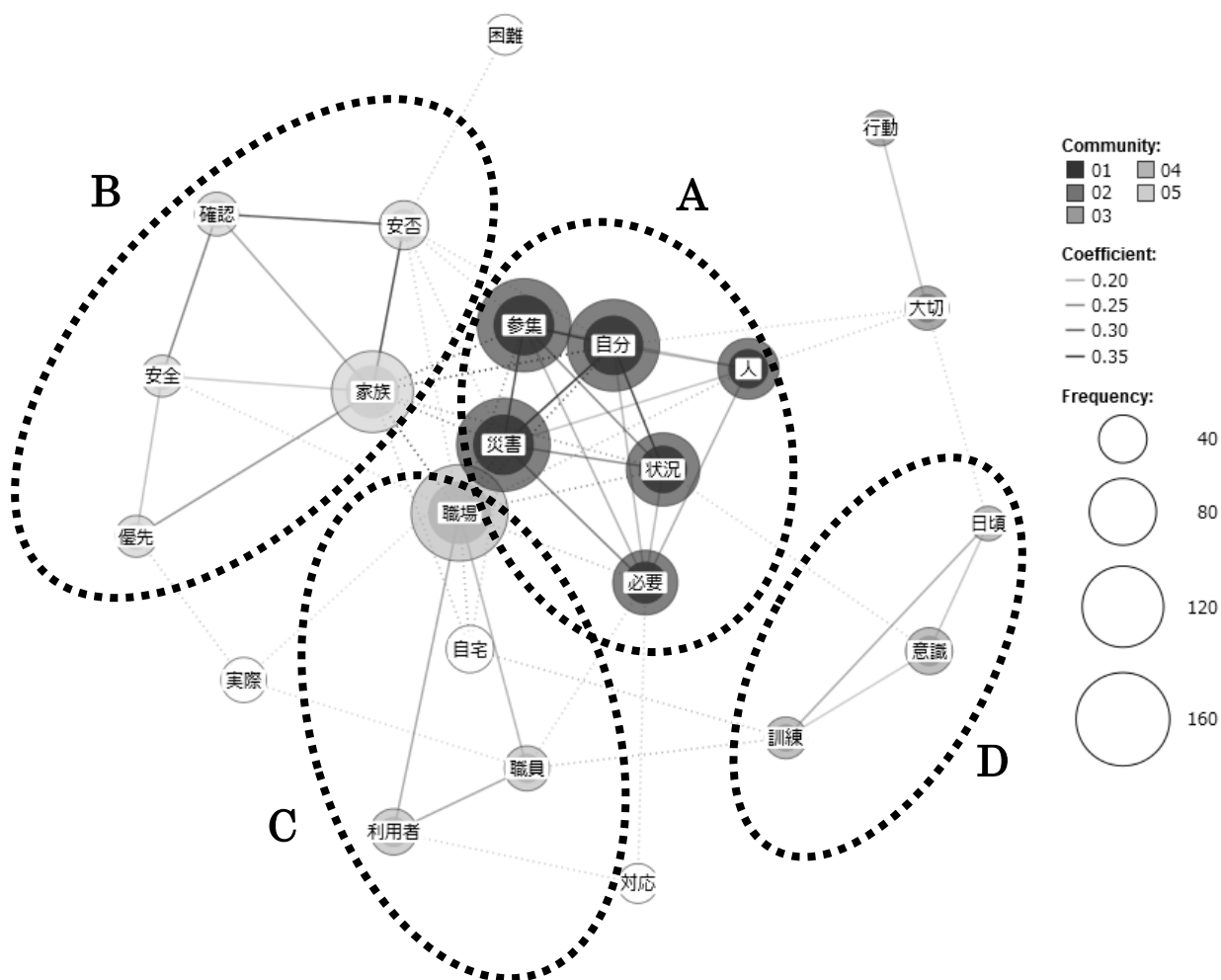


図2 共起ネットワーク分析

5. 考察

本研究の対象者は、高齢者福祉施設に勤務する、年齢も実務経験も異なる幅広い職員を対象としている。ゆえに、本来であれば年齢層を群分けして分析すべきであるが、まずは全体像を把握するために、202名の自由記述「災害時における参集に関する意見」について、全てのデータを基に分析をおこなった。また、回答に記述されている内容は、今後発生しうる大規模自然災害に対する被災への意識がイメージされたデータであるため、非常に多種多様な意見にわたっている結果となった。そのため、客観的に全体的な傾向を把握しようとするこ

は極めて困難である。このような自由記述のアンケート調査で陥りやすい傾向として、要約しようにも分析者の恣意的、主観的な解釈となってしまう危険性からは逃れ難い(越中ら 2015)。そこで、本研究の分析では、考えられる危険性を可能な限り回避するために、計量テキスト分析(テキストマイニング)の手法を用いることにした。本考察では、計量テキスト分析である、階層的クラスター分析、共起ネットワーク分析の結果から、災害時における高齢者福祉施設職員の参集意識として、3つの特徴を有していることが示された。

(1) 職場への参集阻害要因は家族の安否状況による

本研究の全体像として形成された階層的クラスター(図1)では、【参集を阻害する要因(クラスター3)】が形成されており、大規模自然災害が発災した時に職場への参集を阻害する要因が示唆された。言うまでもなく、高齢者福祉施設においても、災害時には施設入居者や要支援者の福祉ニーズを充足させるために、職員の参集率を高める働きかけは重要である。しかし、【職場への参集条件:クラスター1】で示されているように、職場への参集を叶えるためには、【参集を阻害する要因(クラスター3)】を取り除く必要がある。自由記述の、「家族の安否が不明なままの状態では、家を離れて参集する気持ちにはなれない。安否が確認できたら、参集には応じるつもりです」とあるように、家族の安否がわからない状況では、職場への参集の必要性は感じているものの、現実的には参集のための行動が難しい状況であると推察される。

これは、共起ネットワーク(図2)でも同様の傾向として特徴が示されている。共起ネットワークの、Bグループで囲われている「家族」を中心に「安否」「確認」「安全」「優先」がお互い強く結びついており、Aグループの「災害」「参集」「自分」、Cグループの「職場」とも、共起関係を示す線が多く引かれている。それぞれの語の間で多くの共起関係を示す線が引かれて複雑な様相を呈するほど、それらの語が似通ったパターンとして同時に出現しやすいこと意味している。したがって、「災害」「参集」「家族」「職場」という語を用いて回答した福祉施設職員は「災害時に職場へ参集」をすることは「家族」の安否に対する不安について言及している可能性が高いと言える。

佐藤ら(2019)の参集を阻害する要因を概観してみれば、発災直後は自らの施設に「参集」することができなくても、参集を阻害する条件が解消されれば、施設への参集者は増えることが示唆されている。つまり、本研究の分析結果においても、家族の安否が確認できている、家族の傷病がない等の条件が確認されれば、勤務施設への参集率が高くなることが考えられる。

(2) 被災への不安と福祉専門職としての使命

階層的クラスター(図1)では、【災害時の不安事項:クラスター2】が形成されており、職員が今後起きうる、大規模自然災害時の被害状況や職務についての不安事項が確認できた。さらに、【福祉専門職としての使命:クラスター5】がクラスターとして形成された。【災害時の不安事項:クラスター2】に関しては、研究調査エリアのA県内の特定の二次医療圏は、今後、大規模自然災害が発生すると統計上推測されている地域であり、大地震による津波の発生も危惧されている。自由記述からも、「海岸に近い場所に住んでいるため、津波の危険・影響は少なからずあると思います。本人・家族に負傷者、又は家屋等崩壊が心配」とあるように、職場の被災不安もさることながら、自らの被災不安、災害による自宅被災の可能性もあることに不安を抱えている状況がわかった。また、災害への不安事項が多くみられている一方で、【福祉専門職としての使命:クラスター5】からは、「参集する事は義務であると分かっているが、自分の住んでいる地域で助けが必要な人がいれば、目の前にいるその人

を放っておけないと思う」など、勤務する福祉施設の利用者だけではなく、自らの居住エリアの地域住民の命や生活をどのように守るのか、さらには、地域住民の力を活用した災害時の助け合いの必要性なども発言されていた。

共起ネットワーク(図2)においても、Cグループの「職場」を中心に、「利用者」「職員」の共起関係を示す線が示されていた。災害時の職員自らの被災状況に不安を感じながらも、福祉施設に勤務する職員としての利用者の安否不安、並びに、福祉施設に勤務する職員としての、アイデンティティが災害時にも影響される可能性が高いと考えられる。

しかし、大規模災害時には施設職員自身も被災している状況が否めない。そこで地域住民による共助が重要となる。過去の災害でも、そのことが被害を軽減させることにつながっている。地域住民の中には福祉職や看護職等の専門職が勤務していなくても、潜在的に居住している可能性も多く、地域の潜在専門職の力で多様な災害から地域の高齢者等を支援する新たな地域包括ケアに関する調査研究や取り組みも始まっている(新美2021)。

(3) 平時からの災害への備えと職員の防災意識の向上の必要性

階層的クラスター(図1)では、【平時からの災害への備え:クラスター4】が形成されており、今後発生しうる大規模自然災害への物的な備えだけではなく、職員自身の「意識」レベルで、平時より災害時の対応方法や、防災・減災としての対策を考えておくべき事項であることが示された。自由記述では、「災害時に職場に足が向くかどうか葛藤がある。災害がいつ発災してもよいように意識しておく」、さらには、「施設訓練として地震発生時のことを重点に行うべきか、その後の生活を考えた想定訓練を行うべきかの判断が必要」など、様々な状況下での被災状況を想像して、訓練を創造すること自体が、職員の防災意識の醸成を促す可能性があることがわかった。なお、共起ネットワーク(図2)においても、Dグループでは、「意識」「訓練」「日頃」の共起関係を示す線が示されていた。

6. まとめ

考察では、計量テキスト分析である、階層的クラスター分析、共起ネットワーク分析の結果から、災害時における高齢者福祉施設職員の参集意識としての、3つの特徴を考察した。大保(2021)によると、福祉施設が災害時を見据えた平時から備えるべき項目を以下の6つ挙げている。①立地上のリスク把握、②自施設の建物・設備の確認および対策の実施、③ライフライン停止時や人員不足時の業務縮小基準の作成、④復旧のための補助・融資制度の把握や保険への加入等、⑤職員に対する教育と訓練の実施、⑥備蓄や行政との協定、地域とのネットワークの構築、である。無論、全ての項目において、災害発生時に福祉施設を十分に機能させるためには必要不可欠な項目である。

しかし、本研究の結果から、福祉施設の災害時の備えとして、参集のあり方を提案するのであれば、⑤の備えに関しては、該当する職員にのみ教育や訓練を実施するだけの取り組みだけでは不十分である。職員が暮らす平時の地域状況や居住環境、家族構成を把握すること、さらには、職員が災害時に施設に参集することへの家族理解や、平時からの家庭内の防災教育が充足されなければ、職員が勤務する福祉施設へ、速やかな「参集」を叶えることは難しいことであろう。さらに、勤務施設に参集することへの、職員自身のディレンマ(役割葛藤)の

問題は、家族の安否状況だけに留まらず、平時には想定されない、災害の規模や状況に応じて、多岐にわたるパターンが考えられる。また、本研究では、性別、施設種類、職種、役職、雇用形態などの個人属性別に差異点の特徴を示すことができなかった。特に専門職における参集に関する「意識」においては、看護職の個人的要件との関連研究結果(新美 2016)からも、専門職養成や研修会等の教育内容の相違により、職種別に差異があると考えられる。残された課題として、引き続き継続研究を進めたい。

今後は、発生しうる大規模自然災害に対し、参集基準の確認を含め、災害時にも具体的に機能する BCP の作成や、BCM(事業継続マネジメント)サイクルを展開していくことが必要である。そのためには、施設の役員・管理職・担当者だけで BCP 等の作成を完結するのではなく、勤務する全職員で非常時に「備える」意識を醸成することは必要性であろう。本研究が、高齢者福祉施設における BCP 策定の一助として、さらには、今後の防災・減災対策の課題についても検討できる材料になれば幸いである。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP15K13101 による研究成果の一部である。本研究にご協力をくださいました高齢者福祉施設の皆様に感謝を申し上げます。

引用文献

大保透:災害から学ぶ災害に備える(第 14 回)平時からの福祉施設の備え,月間福祉,104(8),94-97,2021.

厚生労働省老健局:介護施設・事業所における事前災害発生時の業務継続ガイドライン,2020.

佐藤大介・横山由香里・山本克彦・原田正樹・野尻紀恵・新美綾子・上山崎悦代:大地震を想定した高齢者福祉施設職員の参集意識,日本の地域福祉,32,77-87,2019.

内閣府:福祉避難所の運営等に関する実態調査(結果報告書),2015.

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/fukushi_kekkahoukoku_150331.pdf

(アクセス日 2022 年 2 月閲覧)

地震調査研究推進本部地震調査委員会:活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧,2021.

新美綾子・堀井直子・佐藤弘子ほか:大地震を想定した看護職者の参集意識～看護職の個人的要件との関連～,日本集団災害医学会,21(2),216-226,2016.

新美綾子・山本克彦・佐藤大介・横山由香里・上山崎悦代・野尻紀恵・原田正樹:東日本大震災を経験した福祉施設職員の震災前から現在までの体験—テキストマイニングによる分析から—,日本福祉大学全学教育センター紀要,6,47-58,2018.

新美綾子:潜在看護職者への災害看護研修会,看護教育,62(3),256-263,2021.

MS&AD インターリスク総研株式会社,社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業,2020.

論文

訪問型有償ボランティア団体の継続的運営の課題 —ワークショップの分析から—

畠山明子(星槎道都大学社会福祉学部)

大原昌明(北星学園大学経済学部)

杉岡直人(北星学園大学)

要旨

現在、介護保険制度の持続性を図るために自治体ごとに住民参加型の訪問型有償ボランティアサービス組織の設置が求められている。この動きは、1980年代からの支えあい活動の系譜上にあり、介護保険による在宅福祉サービス提供に制約を設けて軽度の介護需要に対する介護保険外のサービス開発を求めている。筆者らは全国各地の支えあいの活動団体の訪問調査に取り組んできたが、今回、制度外の有償ボランティア活動の現状と課題について、6団体の運営責任者の参加協力によるブレインストーミング法を用いたワークショップのキーワード分析の結果をもとに考察した。

導き出された課題は、第一に、サービス提供者に対する適正な報酬水準の合意形成の必要性である。ガイドラインなしでは、報酬を受け取る側もサービスを利用する側も妥当な判断が保証されないまま、活動に参加する動機が形成されにくい。第二に、利用・援助会員へのマッチング機能と相談支援機能を果たすコーディネーターの人材確保に対する公的財源の位置づけである。団体による財源確保が前提になっている現状では、円滑な運営が保証されない。第三に、支えあい活動が自発的な市民参加によるものとなるためには、公民連携の推進の視点に立つ居場所の確保・運営に対する行政上の財政的支援の必要性である。

キーワード：有償ボランティア 生活支援サービス 公民連携

1. 研究の背景と目的

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)のなかで有償ボランティアによる相互支援のしくみを基礎として、制度外の家事援助サービスを提供する地域住民等による活動が奨励されている。けれども地域における善意の支えあいの文化を有償ボランティア活動へとシフトさせることは、住民の理解や推進体制に大きな壁があるため、地域における話し合いや手法について行政が介入を図っているがさしたる進展がみられない。

有償ボランティア活動の源流は、1980年代に広がった在宅福祉サービスの普及課題におけるホームヘルプサービスの活動にたどり着く。当時は、介護福祉職の国家資格もなく、自治体が家庭奉仕員の派遣をする形態で、契約サービスとは異なる制度の下で展開されていた。在宅福祉サービスの拡充の流れにおいて訪問介護サービスの不足が顕在化によって、各地で互助的な会員同士のたすけあいサービスとして生協系の活動が始まっていった。

こうした各地の住民活動団体に対して連絡調整の役割を果たす住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会は、全国社会福祉協議会に置かれた。1993年7月、中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会は、住民

参加型サービスを、「ボランティア意識を基盤としつつ、会員制、互酬性・有償性を特色とする組織的・システムの活動である」と定義し、有償性もまたボランティアの範疇に含められた。つまりボランティア精神で取り組まれるレベルの活動であり、市場サービスとは異なる性格のものであることを宣言した。

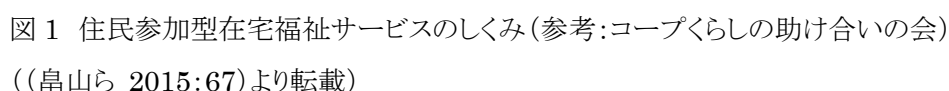
表 1 は、こうした流れを整理したものである。要するに生協組織の会員同士のたすけあい活動が始まり、続いて社会福祉協議会などの家事援助サービスの活動が中心となり、NPO 法の施行によって住民団体の家庭に対する有償サービスが広がり、介護保険制度の登場によって有償の在宅福祉サービス需要が拡大してきた。そして介護保険によるサービス利用が充実することで、介護保険料抑制による制度の持続性を考慮するなかで、2025 年の介護需要増加に対応すべく、政策的に自治体レベルでの住民参加による有償の家事援助サービスの推進体制の確率が求められているのである。

表 1 住民主体による訪問型有償ボランティア活動の歴史

1980 年代～ 住民参加型在宅福祉サービスの始まり
1990 年福祉関係八法改正(在宅福祉サービスの位置づけ)
・会員制・有償性
・社協・互助(ボランティア団体)・生協・農協・ワーカーズ等
2000 年 介護保険制度(民間事業者の参入)
・介護保険サービスと制度外の支えあい活動を合わせたサービス提供
・社会参加・仲間づくり、支えあい活動団体の増加(1998 年 NPO 法～)
2015 年 介護保険制度改正→総合事業を受けた動き
・住民主体の生活支援サービス(通いの場、居場所運営、助け合い活動等が位置づけ)

この「住民参加型在宅福祉サービス」を含む訪問型有償ボランティア活動の基本的な仕組みを、畠山ら(2015)が調査対象とした「コープくらしの助け合いの会」を例に紹介する(図 1)。

まずは、利用したいサービスとサービス活動に従事したいニーズを会員制度によって結びつける。希望者は会員登録を行い(①)、利用会員は事務局に利用を依頼し(②)、事務局が依頼内容、援助会員が得意な作業、利用会員宅への移動距離等を考慮して、援助会員に活動依頼を行う(③)。この段階で、事務局のコーディネーターが利用会員宅を訪問して事前の聞き取り調査等を行った上で、派遣調整を行う団体もみられる。そして、援助会員は、利用会員から依頼のあった家事援助、子育て支援、通院介助、ミディワーク(除草、除雪など)、話し相手などの援助を実施する(④)。利用料金は統一されていないが、その支払い方法(⑤)は、直接、援助会員に支払われる場合、利用会員が事前に事務局から購入したチケットを援助会員に手渡す場合、あるいは、時間預託という活動によって得た報酬を時間数に変換し、将来自分自身が援助を必要とした時に使うために貯めておく場合などさまざまなタイプがある。そして、援助会員は活動費(あるいはチケット)として受け取った謝礼を精算し、その一部を事務費として事務局に支払う(⑥)。以上が基本的なしくみであるが、会費を支払い、これらの活動を支援する「賛助会員制度」を設けている団体も多い。



各研究課題の詳細については別稿に譲るが、改めてボランティア活動の「有償化」が確立されていった背景について、かねてより有償ボランティアの立場を肯定的に捉えている「さわやか福祉財団」の堀田(2017:37)は、特に、家事援助などの場合を取り上げ、その活動場所が対象者の家屋内であると、調理などは頼む方も頼まれる方も気兼ねしてしまうこと、それを継続的に行うには、ある程度の謝礼金が必要になることを指摘している。加えて、早瀬(2015:28)も安定したサービスを日常的に提供し続ける上で、専従のスタッフの配置や事務局の設置の資金として有償ボランティアの必要性を述べている。

15

報酬は、一面で労働の対価とみなすことができる。

労働基準法では、「賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」(第 11 条)と、賃金について「労働の対償」という言葉を用いて報酬を規定している。しかし、サービス提供者が受け取る報酬(これは労働の対価ではなく活動の対価と称される)は雇用主が従業員に対して支払う賃金給料とはまったく異なり、サービス利用者がサービス提供者に直接的に「謝礼」として支払う形態が取られる。また、活動の対価を現金としてではなく、時間預託のような形で組織がサービス提供者に給付する形態もある。先に組織運営上の報酬と述べたが、ここでの報酬は労働基準法に定める労働の対価とは意味が異なるのである。

この仕組みに対して社会問題化したのが、有名な流山訴訟(裁判)であった。結論からいえば、この訴訟では、活動自体が介護サービスの請負業として認定されて原告敗訴となった(2004 年 11 月確定)。このように、有償ボランティアに対する報酬問題⁽¹⁾は法人税法上の問題を内包している。

しかし、この訴訟が契機となり、ボランティア活動に有償性を容認する世論が高まった。事実、住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会の調査によれば、住民参加型在宅福祉サービス団体は、2002 年頃から毎年 2,000 前後の団体数を維持している。2021 年 3 月末時点で 2,113 団体のうち、互助型は 973 団体で、住民参加型在宅福祉サービスの実施は有償ボランティア組織が重要な役割を担っているといえる(住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会ホームページより)。

こうした歴史のある有償ボランティア活動は、今日、上述したように全世代型社会保障制度の構築の前提となる地域共生社会を建設する必須条件としての地域包括ケアシステムの中核に位置づく地域住民の参加による主体的な活動を各自治体が支援し、訪問型有償サービスのコストを決めて実施する体制づくりに向かっている。

本稿の目的は、以上の経緯を辿る有償ボランティア活動に関するレビューを踏まえて、地域包括ケアシステム構築に関わる関係者のワークショップの成果から、訪問型有償ボランティア活動の推進課題を実践的に考察することを目的としている。

2. 研究対象・方法と倫理的配慮

現在、どのような互助型の有償ボランティアサービスが立ち上げられているかをみると、行政による呼びかけ、そして社会福祉協議会がサポートするタイプ、さらには、NPO 法人と組合員のたすけあいから始まっている生活協同組合がある。筆者らは全国各地の支えあいの活動団体を類型化し、訪問調査に取り組んできた⁽²⁾が、今回、ワークショップを企画し、いわゆる制度外の家事援助有償ボランティア活動の現状と課題について明らかにすることとした。具体的には、6 団体の代表者等による報告を受けて、ブレインストーミング法を用いたワークショップのキーワード分析の結果をもとに有償ボランティアに対する行政による支援の選択肢、公民連携の課題を中心に考察する。

最初にワークショップで事例報告を依頼した団体の概要を整理する。なお会員等の数字は 2019 年 9 月のワークショップ時のものである。

団体 A

1986 年に主に生協組合員による支えあいの活動として始まった。コーディネーターは 3 名体制で、コーディネーターもまた活動に従事している。援助会員の実働は 84 人で 60 代が最も多く、50 代、70 代も多い。利用会

員は 201 人。援助会員のなかにはヘルパー、介護福祉士、保健師、保育士を持っている人もいるが、ほとんどが主婦である。利用料は、年会費は 1,000 円、登録料 500 円(税込、初回のみ)がかかる。利用料金は、1 時間 1,100 円(うち 300 円が事務運営費)と交通費(往復実費)で訪問理容・美容等は別料金としている。

高齢者に関わる支援が 44%を占めており、掃除・食事作り・集団託児の割合が 5 割を占め、定期的な利用となっている。終末期の見守りは、資格のある人に参加してもらっている。傾向として活動時間が減っている背景には、長期の利用会員の死亡、施設入所、介護度が上がって介護保険サービスの利用が増えることや、定期的に利用する会員の減少や短時間利用者が増えていることなどが挙げられる。利用希望者が 65 歳以上であれば、組合員でなくても依頼を受けている。

団体 B

1991 年に社会福祉協議会の事業として開始。スタッフは合計 5 名(所長 1 名、コーディネーター 3 名、事務職員 1 名)の体制である。年会費は 1,200 円で、協力会員は実働 287 名、利用会員については、登録者数は 1,237 名であるが、実利用は 504 名である。実利用者が 4 割程度であるのは、登録してあればいざというときに安心という予防的なもの。利用会員の 3 割は要介護認定を受けていることから、一定程度、介護保険の補完的役割を担っていくことができると考えている。介護保険の開始時は会員が増えたが、現在は減少している。協力会員の少ない区では、出前講座を実施している。

活動メニューは、家事援助(年間 26,424 時間)、生活支援(4,256 時間)、外出支援(2,516 時間)である。全体の活動件数は落ちているが、外出支援は増えている。利用料金は、1 時間 800 円(謝礼 700 円、事務費 100 円)で、ゴミ出しは 1 回 250 円(謝礼 150 円、事務費 100 円)、話し相手は 1 時間 500 円(謝礼 400 円、事務費 100 円)、外出支援は 1 時間 1,000 円(謝礼 800 円、事務費 200 円)、除雪は謝礼 500 円、事務費 100 円、認知症支援は謝礼 400 円、事務費 100 円。交通費の扱いについては、自家用車(申請)の場合、同じ区内の移動は 200 円、違う区の移動は 300 円。自転車は 100 円、1 キロ以内は交通費が発生しない。

団体 C

1999 年に有償ボランティアグループ(非営利団体)を立ち上げ、当初は翌年開設された NPO 法人(居宅介護支援事業所と訪問介護事業所)の活動に位置づけられていたが、2012 年からは独立した事務所を確保し、そこで住民主体の相談窓口(10 時から 15 時まで)を設け、コーディネーターが常駐している。会員の年会費はなく、入会金は 2,000 円である。2018 年度の総会員世帯数は 515 世帯、利用会員 422 世帯、協力会員 93 世帯であった(稼働協力員は男性 9 名・女性 36 名)。活動件数は年間 1,877 件。利用料は、助け合いは 30 分 350 円、250 円が協力会員へ、100 円は事務費としている。

活動メニューは通院介助のニーズが高いが、協力会員が利用者と一緒にタクシーや公共交通機関を利用して同行する活動として取り組んでいる。リタイアした看護師 5~6 名でターミナルケアも対応している。

団体 D

2006 年 2 月からカフェとサロン活動に取り組んでいる。2017 年に NPO 法人格を取得。居場所づくりと生涯学習の機会提供そしてコミュニティカフェ・サロンの活動に取り組む中で、介護保険の移送サービスだけでなく、

有償ボランティア活動を含めた生活支援の活動を始めた。対象は高齢者だけではなく、子育て世帯にも対応している。利用会員世帯数は 70 世帯、入会金 1,000 円・年会費 2,000 円。活動会員 30 名である。

利用料金について、生活支援は 1,000 円(300 円を寄付)。子育て支援は 1 時間 700 円(100 円を運営費寄付)で、子育てをしている人に少しでも安く負担してもらえよう金額設定にしている。

団体 E

総合事業における住民主体による通所 B 型事業をいち早く整備した自治体で、農協店舗を活用した集いの場・活動の場を町、社会福祉協議会、NPO 法人、地域住民により運営している。サポーター登録は 8 名、稼働は 3 名、このうち 1 名が専門的な対応できる。サービス内容は、家事援助(買い物、調理、掃除)、外出支援。

利用料は、家事援助は 30 分 150 円(サポーターに 400 円)、外出支援 1 時間 300 円(サポーターに 600 円)、その他 300 円。足りない分は社会福祉協議会の自主財源から出している。

団体 F

老人クラブの会員数減少と単位クラブ組織の解散が背景となり、会の事業を一部見直すことで 2015 年から支えあいの活動に取り組んでいる。しくみは、パートナー登録(事務局(社会福祉協議会)で実施する養成講座(2 日間 10 時間程度)を受講、修了証発行、登録)、利用者チケット事前購入、事務局へ利用申し込み、事務局が内容確認(訪問等)、事務局と老人クラブのマネジャーが派遣調整、マネジャーからパートナーに助け合いの依頼、利用前にチケットを渡す(1 枚 30 分 200 円)、助け合いの提供(30 分程度(1 時間まで)の生活(家事)支援で、専門性・継続性・緊急性のないもの(高いところの軽い荷物の移動、電球・蛍光灯の取り換えなど))、6 か月ごとに謝礼(商工会の金券)に換金する。換金時は 200 円に 50 円上乗せし、500 円で交換できるようにしている。

依頼は社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが受け、需給調整は老人クラブ(マネジャー)で行う。マネジャーは単位クラブ町内会に 1 名、合計 17 名いる。

実績については、2018 年 4 月～2019 年 2 月までは相談件数 5 件、利用件数 6 件(家事援助 23 回・話し相手 0 回の合計 23 回 7,500 円)となっている。

以下は、6 つの事例の概要をまとめたものである(表 2)。

倫理的配慮については、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程に基づき、本研究は北星学園大学研究倫理審査委員会(全学危機管理委員会)の承認(2017 年 7 月 6 日)を受けた。各機関・団体の報告者に対する説明と同意の手続きにおいて、報告していただいた内容は研究目的以外には一切使用しないこと、報告できる範囲のことで強制はされないこと、学会等での研究報告、論文や報告書等を作成する際には、匿名化とし個人が特定されないよう配慮することを書面にて説明し、同意を得た。

本稿の主たる執筆分担は、1. 研究の背景と目的(杉岡・大原)、2. 研究対象・方法と倫理的配慮(杉岡・畠山)、3. 3-1 訪問型有償ボランティア活動の推進に関わる 5 つの課題(畠山)、3-2 訪問型有償ボランティアの報酬の論点(大原)、4. 考察(杉岡・大原・畠山)であり、それぞれの原稿について複数回検討と改訂を行い、

最終的に共同論文として完成させた。

表 2 ワークショップ参加の 6 事例の概要

	団体A	団体B	団体C	団体D	団体E	団体F
団体種別	生活協同組合	社会福祉協議会	NPO法人	NPO法人	行政	社会福祉協議会
活動開始年	1986年	1991年	1999年	2006年	2014年	2015年
活動エリア	全市	全市	特定	特定	全町	単位老人クラブ
援助会員数	84名	515 名	93世帯	30名	3名	758名
	2019年9月	2019年7月	2018年	2019年9月	2019年9月	2019年9月
利用会員数	201名	1,237 名	422世帯	90人	5名	
	2019年9月	2019年7月	2018年	2019年9月	2019年9月	
家事援助の	1時間1,100円	1 時間800 円	30分350円	1時間1,000円	30分150円	30分200円
利用料金	謝礼800円	謝礼700 円	謝礼250円	謝礼700円	謝礼は社協財源で 上乗せして400円	謝礼は老人クラブが 上乗せして250円
	事務費300円	事務費100 円	事務費100円	事務費300円		

3. ワークショップの分析結果

3-1 訪問型有償ボランティア活動の推進に関わる 5 つの課題

以下では、ブレインストーミングによる討論を受けて、キーワードを含むテキストをもとに訪問型有償ボランティア活動の推進に関わる以下の 5 つの課題を取り出した。

(1) コーディネーターの確保

第一に、コーディネーターは、マッチングと利用会員・援助会員双方に対する相談支援が必要であり、ときに家族介護者(ケアラー)に対する支援を含めて経験と研修が必要な人材である。現状では、コーディネーターの経費は、各団体の活動収入およびコーディネーター自身が援助会員として活動することで不十分な形で確保されている。社会福祉協議会等が訪問型有償ボランティア活動の事務局を担ったとしても、ニーズを受け止め、利用者と担い手のマッチングを行うのはコーディネーターの仕事になるが専従スタッフの確保は難しく、事情を知る地域住民に期待することが一般的である。

○活動歴がある協力会員の中から、地域住民の積極的な参画・職員のみでは対応しきれない部分を補完してもらうことをねらいとして、活動を適切に行える知識や経験がある会員が実態調査及び調査票作成・入会手続きを担当する(団体 B)

○需給調整は老人クラブ(マネージャー)で行う。なかなか困りごとが出てこないのも、ニーズ把握(電話をしよう)し、小さなことでも困ったといえるまちにしてい(団体 F)

(2) 有償ボランティア活動に対する認識と理解

一般的に「ボランティア」とはどのような理解にあるのか。利用する側にとっては安価な労働力として、活動する側にとっては就労の代替として選択されやすい傾向にある。有償ボランティア活動とは「助ける」「助けられる」ではなく、「お互いさま」の関係性のもとに成り立つ活動であることが関係者・住民の間に共有されていないことがわかる。

- 一定の収入を求める協力会員が増えている。有償ボランティアであって就労ではない(団体 B)
- 高齢でもパート等で勤務している人の増加している。70 代前半だとパートの仕事が見つかり、活動していてもやめる人もいる。仕事なくなると有償ボランティアの活動に移行する(団体 B)
- お手伝いさんの来てほしいという人もいる(団体 B)
- 安い労働力のように依頼してくる人の本当の必要性にどう対応するか？(団体 B)
- 仕組みを作る中で「若い人に声をかけないのか？」という声があるが、「担い手」を作らない(提供者の名簿は作らない)互助のしくみである(団体 F)

(3) 行政による訪問型有償ボランティア活動の受け止め方

概して、行政は訪問型有償ボランティア活動の必要性を受け止めているが、(5)にも関連するように、具体的にどのように住民の活動を支援していくことが可能であるのか、その地域や活動団体の実態に即した選択肢の提示が課題となる。

- 市としては、今後ますます重要性が高まる事業との認識を持っている(団体 B)
- 行政で拠点を貸してくれたりしてくれればよい。費用の見える化、拠点の提供、拠点にかかる基本料金を行政で確保する必要がある(団体 C)
- 有償ボランティアの養成・運営にかかる費用負担は福祉施策として一般財源でやるのがいいのか？(団体 E)
- 訪問型有償ボランティア活動は在宅生活を継続していくうえで大切な支援である(団体 E)
- 訪問型有償ボランティア活動は行政としても町の一般の福祉サービスとして、社会福祉協議会への助成・委託という形で支援していきたい(団体 E)

(4) 訪問型有償ボランティア活動の持続性の課題

行政等の補助金を活用することはあってもそれは一時的なものであることが多いことから、団体の自主的な努力のもと訪問型有償ボランティア活動を継続する創意工夫が行われている。

- 自分たちの活動資金は自分たちで生み出す(団体 A)
- 有償ボランティアでスタートしたが、それだけでは活動継続できない。訪問介護事業所と居宅介護支援事業所を 2000 年から始めた。その利益で有償ボランティア活動とデイサービスを運営している(団体 C)
- 有償ボランティアの活動経費は週 1 回開かれる地域食堂で食事をする事で寄付になる(団体 C)

(5) 総合事業、生活支援体制整備事業との関連

これまで訪問型有償ボランティア活動に取り組んできた団体にとって、自分たちの活動を総合事業において要支援者向けサービス再編の動きの中で登場してきた住民主体の「訪問 B 型」として総合事業にそのまま移行することはなじまないと感じ止めている。各自治体に方針が委ねられていることから、行政として訪問型有償ボランティア活動をどのように評価し、取り入れているかというビジョンが明確になっていないことが、住民主体の活動メニューの実施自治体が少ないことにも表れている(訪問型 B は 15.5%、通所型 B は 14.1%:「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業調査結果の概要」(株式会

社 NTT データ経営研究所)2020 年)。

○総合事業は要支援 1,2 に代わるものではない(団体 C)
○行政がどういうまちにしたいか？何のためにするのか？ガイドラインが見えない。(団体 C)
○支えあいが介護保険の安上がりなサービスにならないように。ボランティアに何でもやらされる形になっている。ボランティアと専門職のサービス内容の振り分けが必要。(団体 C)
○国の事業なのに総合事業の責任は各市町村という形になっている。介護保険財政の仕組みから変えることが必要。インフォーマルなサポートが地域の基盤であるのに、それを介護保険財源で実施するのか？ボランティアがフォーマルサービスの担い手となり、その結果、質の低下につながる。(団体 C)
○生活支援コーディネーターとは？地域の社会資源にはどのようなものがあるのか？住民と向き合った生活支援コーディネーターを現場で動かすまでになっていない。地域包括支援センターは介護事業所・社会福祉法人の委託が多く、地域のことを分かった生活支援コーディネーターを育てられるか？(団体 D)
○大きいまちは生活支援コーディネーターを配置した中で、地域ニーズの把握をしっかりとしていないと動けない。ただ丸投げではだめで、行政を動かしていく。行政が把握できないのであれば明確に委託先を決めていかなければいけない。第 2 層の生活支援コーディネーターは、地域で活動している住民が適任である(団体 E)。

3-2 訪問型有償ボランティアの報酬の論点

訪問型有償ボランティアの取り組みは実施主体によってスタンスが異なる。ワークショップでは、行政(町)、社会福祉協議会、生活協同組合、NPO 法人の 4 つのタイプ別に 6 団体を対象にして取り組みの特徴と抱える課題を浮き彫りにするため、サービスのコストとサービス単価の問題、固定費の問題、そしてサービス提供者確保の問題の 3 つのポイントから団体の特徴と課題を考察した。とりわけ、支えあいの精神から、サービス単価を低く設定しがちであること、また、規模は小さくても固定費(事務所経費やコーディネーター人件費)を回収する必要がある。これらは、任意団体であれ法人格を有する組織であれ、社会的課題を継続して解決するための動機によるものといえる。

任意団体・NPO 法人が行う有償ボランティアでは、サービス利用者から受け取るサービス利用料(時間チケットを含む)は、1 時間あたり 700 円から 800 円程度であった(その他に交通費実費)。他方、高齢者同士の助け合いを推進している団体 F では、1 回 30 分の助け合いについて、利用料 200 円、サービス提供者の報酬は 250 円となっており、差額の 50 円は、会の拠出金(単位老人クラブ毎の年会費)で賄っている事例もある。このように、有償ボランティアはサービス提供主体の違いによって報酬(謝礼)は多様な現実となっている。

さて、2021 年 10 月からは北海道の最低賃金は 889 円に引き上げられた。最低賃金法では、「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」(第 4 条第 1 項)と定められている。しかし、有償ボランティアを行う任意団体や NPO 法人などでは、その団体は法がいう使用者ではないし、サービス提供者は登録するものの、その組織の労働者として採用しているわけではない。したがって有償ボランティアにおいて、制度的な意味での最低賃金を念頭に置くことは適切ではない。本節ではむしろ、人材確保の観点から、ひとつの金額的メルクマールとして最低賃金を捉えるに過ぎない。

団体 F のように、行政が地域の支えあいを念頭に置いた活動は別にして、任意団体や NPO 法人の活動の

場合には、サービス利用料と最低賃金との差はそれほど開いていない。週に 1 回程度の利用であれば、サービスの利用料の総額はそれほど多くはならず、サービス提供者への謝礼を最低賃金と同等にすることは可能性としては考えられる。この点に関して、コープくらしの助け合いの会の利用者(利用会員)とサービス提供者(援助会員)に対する調査(大原ら 2016)では、利用者の一月の支払額(支払うことができるサービス料金)として、5,000 円から 10,000 円以内との回答率が 34.4%と最も多かった。月 10,000 円であれば、単純計算で月に 11 回(11 時間)程度、サービスを利用できる(10,000 円÷889 円)。もちろんこのほかに交通費も実費負担しなければならないので、実際には 8 回(8 時間)程度になるかもしれないが、それでも週に 2 回利用することができる計算になる。サービス提供者側への調査でも、活動の悩みとして「費用が低い」(報酬が低い)という回答率が 10.6%、「補償がない」8.5%、「負担が大きい」8.0%などとなっており、これを補完する意味で、利用料を最低賃金程度の金額に引き上げることができれば、サービス提供者の新規開拓や提供者の定着が期待できる可能性もある。

もっとも、報酬を最低賃金程度に引き上げた場合、利用者側の要求水準がさらに高まる恐れもある。事実、上記の調査においても、サービス提供者に利用者に対する悩みや不安を聞いたところ、「適切な援助ができていないか」というサービス提供者の悩みが最も多かった(22.8%)。これはサービス提供者のスキル向上意識を意味する回答であると思われるが、別の見方をすれば、謝礼が最低賃金に満たないため、多少のスキル上の不足は多めに見てもらえるし、利用者側もそのように考えている可能性もある。現状においてさえ、このような悩みを抱えているため、それが最低賃金程度まで引き上げられると、ボランティアでありながら、過大な専門性を要求されるという悩みも解消されていない。

4. 考察

以上、先行研究の論点を整理するとともに、ワークショップでの 6 団体の有償ボランティア活動を紹介しながら、訪問型有償ボランティアに関する実情と課題を考察してきた。

訪問型有償ボランティアに関するこれまでの研究をふまえたワークショップの議論で集約された課題は、第一に、サービス提供者に対する適正な報酬水準である。ガイドラインなしでは、おそらく報酬を受け取る側もサービスを利用する側も妥当な判断が保証されない。第二に、マッチング機能を果たし利用会員および援助会員に対する相談支援機能を果たすコーディネーターの報酬に対する公的な位置づけに関する公民連携の原則確立である。第三に、支えあいが発動的な市民の活動として位置づけられるためには、行政と社会福祉協議会による市民の主体的な活動を促すような居場所の確保・運営に関する財政的、制度的な支援が必要である。

(1) サービス提供者意識と報酬

サービス提供者の報酬水準のあり方は、検討すべき課題である。この問題を考えるための手がかりは、有償ボランティア活動を行う「気持ち」を推しはかることである。つまり、互助の意識を持ち、互酬性意識が強い場合には、報酬は二の次に考える場合がある。他方、自らの時間を提供するものであるから、提供した時間に見合う報酬が欲しいということになる。

これはまた、サービスを提供する側の世代によっても区分けできる。元気な高齢者が同世代へのサービスを提供する場合には、報酬は二の次であるとする割合が多い。一方、若い世代が高齢者へのサービスを提供する

場合には、プラスアルファの家計収入として少しでも受け取りたいとなるだろう。すなわち報酬を二の次とする互酬性意識で活動する立場と、家計収入をできるだけ増やしたいという意識で活動する立場の違いは、人材確保の面からも組織の存続に影響する。

何よりも重要なことは、今後ますますニーズが高まるであろう有償ボランティア活動が、地域において一定の認知度を得て浸透すること、そして世代を超えて活動に関わる人材を確保することである。すなわち、住民主体の訪問型有償ボランティア組織が地域住民に理解されることがもっとも重要である。そしてまた、活動に参加しやすい土壌を作ることも重要である。この土壌のひとつが適正な報酬水準である。そのためにサービス提供者の意識の違いを曖昧なままにするのではなく、意識や世代の違いを乗り越えて、地域住民が納得して活動に参加できる報酬水準を策定する必要がある。有償ボランティアの報酬水準として参考になる基準が、地域に適用される最低賃金である。有償ボランティアの報酬水準は最低賃金程度ということが地域に認知され意識が共有されれば、サービス提供者のみならずサービス利用者もそれが妥当であるとの意識を持つであろうし、あらゆる世代が有償ボランティア活動に参加しやすくなる。

（２）マッチング機能を果たすコーディネーター経費の問題

社会的課題としての地域生活支援（住民参加型在宅福祉サービス事業）は、地域が取り組むべき喫緊の活動のひとつであり、その活動のためには組織の継続的運営が欠かせない。訪問型有償ボランティア組織では、サービス提供者の報酬とともに、利用者とサービス提供者のマッチングを行うコーディネーターを必要とする。2021年4月に遡って適用された「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（一部改正）」では、制度的なコーディネーターとして、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の他、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も加わった（厚生労働省老健局 2021）。しかし本稿でいうコーディネーターは、あくまでも訪問型有償ボランティア組織に所属する個別のコーディネーターを指し、指揮命令系統に基づいて指示を与える存在ではなく、あくまでサービスの利用者と提供者とのマッチングを行う存在として位置付けて考察している。

概していえば、有償ボランティアに特化した NPO 法人や任意団体の場合には、事務所運営費やコーディネーターの報酬という毎月の固定費を賄わなければ、組織として存続できないほど財政的に脆弱である。これを解決するためには、どのような組織に対しても管理費用を支援する制度を策定することが急務である。つまり、「多様な担い手による多様なサービス」（厚生労働省老健局 2015:4）を地域の隅々にまで張り巡らせるために、そしてその活動が継続できるようにするためには、組織の管理費用（固定費部分）は公的支援で賄う制度作りが必要なのである。そのために、当該市町村は、有償ボランティア活動を市町村事業として位置付け、主体的に支援を検討する必要がある。そのひとつがコーディネーターの報酬である。たとえば、継続して助け合い活動を実施しているコープくらしの助け合いの会（北海道）の場合、コーディネーターの報酬は、2名で月額 50,000 円程度であった（大原ら 2016:59）。この報酬の全額あるいは一部を市町村が負担するような制度作りが必要である。

訪問型有償ボランティアが行う作業は、家事やミディワーク⁽³⁾が中心となる。これらのサービスを有料で実施する営利法人（会社）も多数存在する。仮にコーディネーターの報酬を市町村が支援することになれば、有料でサービスを行う営利組織に対する考慮も必要となる。民業を圧迫するのではないかという懸念への対応である。有償ボランティアの報酬が最低賃金以下に設定されることが多いという背景には、家政婦協会から「有償ボラン

ティア団体は職業安定法に違反するとして告発された」ことによるという指摘もある(宮守 2012:35)。このようなサービス提供者への報酬問題とともに、コーディネーターに対する市町村による報酬支援も解決すべき問題が生起する。

この問題を解決するひとつの方法は、介護保険制度がそうであるように、多様な実施主体に「指定」を与え、指定された団体にコーディネーター報酬を助成する方法もひとつの解決策になる。重要なことは、住民主体の訪問型有償ボランティア組織が網の目のように地域に広がり、それらが継続的に活動できる土壌づくりである。そのために、事務所経費やコーディネーター確保等の支援制度なくして、住民主体の訪問型有償ボランティアの拡充はない。

(3) 団体の固定経費に関わる公民連携のあり方

生活支援のニーズと需要は民間福祉サービスの供給体制や住民の利用に関する関心によって地域差は大きく、同一自治体でも異なる対応がみられる。あくまで会員制の活動に参加する住民による合意が重要であり、行政や社会福祉協議会等のサポートのあり方も運営内容を左右する。

人のつながりをつくり出す支えあい、行政の介入にはなじまない。その一方、居場所づくりや運営の助成は継続的に行われなくては、継続的活動にはならない。支えあいの活動団体にとって、固定費用としての事務所家賃や光熱水費および通信費等が経営を圧迫している。非営利活動を担う団体が地域課題の解決をめざす訪問型有償ボランティアに取り組む上で、固定費用の公的支援による自主活動の安定性の実現という公民連携が急がれる。

付記 本稿は科研費 17k04231(生活支援サービスにおける有償ボランティア活動の公民連携に関する研究 2017-19)(研究代表杉岡直人)の研究成果の一部である。ワークショップに参加いただいた団体関係者の皆さまに改めて厚くお礼を申し上げます。

注

(1)別の視点として、サービス提供者を労働者として見なせば、社会保険上の問題も生じる。しかし、我々が対象とした事例では、組織がサービス提供者を労働者として雇用していた事例はなく、多くの有償ボランティア組織が同じような傾向にあると判断したことになる。本稿では社会保険上の問題は割愛する。

(2)筆者らはこれまで、NPO 法人(杉岡ら 2014)、コープくらしの助け合いの会(畠山ら 2015;大原ら 2016)をはじめとした事例調査、総合事業への自治体の対応(杉岡ら 2016;杉岡ら 2017)について取り上げてきた。

(3)ミディワークとは、草取りや窓ガラス拭きなど生活維持の行為を指している。

引用文献

小田切誠(1994)『巨大生協の試練と挑戦』三一書房。

大原昌明・杉岡直人・畠山明子「2015 年介護保険制度改正にともなう有償ボランティア組織の存続戦略ーコープくらしの助け合いの会をめぐるー」『北星論集(北星学園大学経済学部)』第 55 巻第 2 号(2016 年 3 月)、pp.47-65。

小野晶子 a「『有償ボランティア』は労働者か？ー活動実態と意識の分析から」『日本労働研究雑誌』第 560 号 (2007 年特別号) pp.77-88。

小野晶子 b「ボランティア活動の今日的問題」『日本労働研究雑誌』第 561 号 (2007 年 4 月)、pp.83-85。

金川めぐみ・東根ちよ「住民参加型在宅福祉サービス研究の現状と課題：先行研究の整理と検討による考察」『経済理論 (和歌山大学)』第 364 巻 (2011 年 11 月)、pp.1-21。

木村悠治「すべての人が安心してくらす地域づくりを目指してーその推進母体・助け合いの会ー」『協同組合経営研究月報』495 (1994 年) 協同組合経営研究所、pp47-57。

杉岡直人「ボランティア活動と民間非営利組織の連続性」『日本の地域福祉』第 8 巻 (1994 年) 日本地域福祉学会、pp.41-53。

杉岡直人・大原昌明・畠山明子「生活支援サービス提供組織の運営コストに関する予備的考察」『北星論集 (北星学園大学経済学部)』第 54 巻第 1 号 (2014 年 9 月)、pp.55-66。

杉岡直人・大原昌明・畠山明子「有償ボランティア組織による支え合いは可能かー過疎自治体における新総合事業への対応」『北海道地域福祉研究』第 19 号 (2016 年 3 月)、pp62-73。

杉岡直人・大原昌明・畠山明子「生活支援サービス提供体制の構築に関する自治体戦略ーX 県 3 地区の事例分析」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』第 54 号 (2017 年 3 月)、pp115-126。

永田志津子・林美枝子「高齢者生活支援サービスにおける有償ボランティアの課題：社会参加高齢者の調査から」『札幌大谷大学社会学部』第 6 号 (2018 年 3 月)、pp.75-99。

中村義哉「介護保険制度下の住民参加型在宅福祉サービスー地域の『支え合い』の現状と課題ー」『社会福祉学』49 (4) (2009 年) 日本社会福祉学会、pp117-130。

朴賢淑「女性の社会参加と学習活動ーみやぎ生協『こ〜ぶくらしの助け合いの会』を事例としてー」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』52 (2004)、pp163-188。

橋本吉広「生協における生活互助組織の展開と今後の課題」『金城学院大学論集社会科学編』10 (1) (2013 年)、pp78-89。

畠山明子・杉岡直人「コープくらしの助け合いの会の組織論的考察ー生活協同組合の理念と生活支援サービスの関わりー」『北海道地域福祉研究』18 (2015 年)、pp63-72。

早瀬昇 (2015)「第 1 章『ボランティア』の理解」早瀬昇・筒井のり子『ボランティアコーディネーションカー市民の社会参加を支える力 ボランティアコーディネーション力検定公式テキスト』p9-80, 中央法規。

東根ちよ「『有償ボランティア』をめぐる先行研究の動向」『同志社政策科学院生論集』4 (2015 年) 同志社大学政策学部・総合政策科学研究科政策学会、pp39-53。

堀田力「ボランティア認知法の提言」『Research Bureau 論究』4 (2007 年) 衆議院調査局、pp1-8。

松原日出子「住民参加型在宅福祉サービス団体の歴史的意義と限界ー地域福祉の新しい形を目指してー」『松山大学論集』第 22 巻第 1 号 (2010 年 4 月)、pp.195-217。

宮守代利子「有償ボランティアの提起する問題に関する考察」『社学研論集 (早稲田大学)』第 20 巻 (2012 年 9 月)、pp.30-45。

渡辺充「有償ボランティア活動と NPO 法人の収益事業課税ーいわゆる流山訴訟ー」『税務事例』第 37 巻第 1 号 (2005 年 1 月)、pp.1-7。

厚生労働省老健局「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(概要)」(2015 年 6 月)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088276.pdf>

厚生労働省老健局「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」(2021 年 11 月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000854908.pdf>

全国社会福祉協議会「住民参加型在宅福祉サービスの展望と課題」(1987 年 9 月)

<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/325.pdf>

中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」(1993 年 7 月)。

<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/475.pdf>

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会 <https://www.sankagata.net/>

論文

認知症家族介護者の介護体験における気づき －「困難」に分類できない体験から得られるものとは－

黒澤直子(北翔大学)

澤野尚子(北翔大学北方圏学術情報センター)

要旨

認知症の人を介護する家族介護者における介護プロセスを解明する研究を行うなかで、これまで主に否定的側面である家族介護者の認知症介護における「困難」に焦点を当ててきた。その分析過程において否定的側面である「困難」に分類できない家族介護者の言葉が多数存在するという気づきを得たが、それらは肯定的側面や否定的側面と一概に分類することは難しい。

本研究では、それらを家族介護者自身による自らの認知症介護における気づきであると考え、介護のプロセスとともに解明することを目的として分析を行った。家族介護者の認知症介護の過程は症状の進行によって大きく異なるものであるが、介護サポートが必要になったときに私的資源と公的資源に結びつき協働することができれば、家族介護者にとって介護体験は貴重なものとなり、介護を終えて認知症介護の体験知を得ると考えられる。体験知を得るまでには、家族介護者は認知症と自分との戦いであると表現する介護過程をたどり、認知症介護の体験からの学びを得る。さらに、家族介護者は、家族会などを通じて自らの体験知を他の介護者に伝えたり、次の介護へ活かしたりしていくという介護プロセスの循環を生む可能性に言及した。

キーワード：認知症、家族介護者、介護体験

1. はじめに

わが国における65歳以上の高齢者人口は、2020年10月1日時点で3619万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は28.8%となった。今後も高齢者人口は増加傾向が続き、2042年に3935万人でピークを迎えると推計されている¹⁾。高齢化に伴い、認知症高齢者も増加している。2019年には、団塊の世代が75歳以上となる2025年までを対象期間とした「認知症施策推進大綱」が決定された。厚生労働省の推計では、認知症の人は2025年に65歳以上の5人に1人に上るとされ、大綱の具体的な施策の1つとして「認知症の人や家族の視点の重視」を掲げ、認知症の人本人と家族の意見や視点を踏まえ推進するとしている²⁾。認知症の人の増加は、介護する家族介護者の増加も意味する。認知症の進行によって、介護において健康だけでなく、社会的・経済的負担も増加することが知られており、家族介護者は社会生活のなかで担う役割の崩壊などのリスクを伴うとされる³⁾。認知症の人への支援だけでなく、その家族介護者への支援体制を構築することの重要性を示しているといえる。

認知症高齢者の家族介護者に焦点を当てた研究には、その介護経験から得られる肯定的側面や否定的側面を評価する概念がある。従来は介護経験に対して否定的側面が語られることが多かったが、近年はその肯定的側面に着目した研究が増えている。否定的側面としては、介護負担感に関する研究が行われており⁴⁾⁵⁾、認

知症の BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia; 認知症の行動・心理症状) を要因とする影響⁶⁾にも言及されている。また、家族介護者自らも認知症に対して否定的に捉え⁷⁾⁸⁾、周囲から誤解や偏見を受けることもあることを認識している。肯定的側面としては、家族介護者の介護に関する肯定的な面への気づきを促す介入研究⁹⁾¹⁰⁾により、介護の肯定的認識へ直接的に働きかけることが重要であるとされている。介護経験を肯定的な認識とする要因としては、社会的なサポート体制¹¹⁾などの環境的要因やストレス対処力、精神的 QOL¹²⁾といった家族介護者自身の要因があると報告されている。さらに、介護の肯定・否定両側面に着目することにより、介護者の意思や状況をより正確に理解することができるとし、介護に対する評価に焦点を当てた研究が行われている¹³⁾。

われわれはこれまでに介護プロセスを解明する研究¹⁴⁾を行ってきたが、主に否定的側面である家族介護者の認知症介護における「困難」に焦点を当ててきた。しかし、その分析過程のなかで否定的側面である「困難」に分類できない家族介護者の言葉が多く存在するという気づきを得た。それらは、介護体験のなかで周囲との関係にさまざまな気づきを得たり、介護体験そのものを貴重な経験や学びと捉えたりすることを示す言葉であり、肯定的側面や否定的側面と一概に分類することは難しい。本研究では、それらを家族介護者自身による自らの認知症介護から得られる気づきであると捉え、介護のプロセスとともに解明することを目的として分析を行った。

2. 方法

(1) 調査の概要

A 県認知症のひと家族の会の協力を得て質問紙調査を実施した。調査対象者は、現在または過去に認知症の家族を介護している(いた)人である。家族会支部を通して質問紙を配布し、郵送により回収した。調査期間は、2013 年 10 月～11 月であった。550 部配布し、回収数 341 部(62%)であった。

(2) 倫理的配慮

研究対象者に研究の趣旨および質問紙への回答内容から個人が特定されることはないこと、研究以外の目的では使用しないこと、返送をもって研究協力の同意が得られたと判断することを書面で説明した。また、A 県認知症のひと家族の会に調査内容の発表に関して同意を得た。本研究全体は、北翔大学研究倫理委員会の承認を得ている。

われわれは、すでに公刊されている他の論文¹⁵⁾にて、同一データを使用し家族介護者の「困難」に焦点を当て、分析を行い、家族介護者の「困難」の要素を明らかにするという介護者にとっての否定的側面に着目した分析結果を明らかにしている。その後、データの検討をおこなう過程で「困難」の分析には当てはまらなかった複数のデータの存在について検討を重ね、視点を変えた別の見方が存在することの気づきを得た。そのため、先に公刊された論文と本稿とは異なるデータ処理をおこない、家族介護者が介護を行うに当たって困難を感じた具体的な内容のなかから、困難のみには分類できないデータに焦点を当てて分析を行った。

(3) 分析項目

質問紙においては、対象者の属性、介護年数と被介護者の続柄、在宅介護における困難を感じる時期、在宅介護における困難の内容、困難への対処、困難を防ぐ方法、相談の時期、施設入所の時期と入所施設につい

て、選択肢にて回答を求め、さらに自由記述欄にて認知症の介護をしているなかでの困難に感じた具体的な内容の記述を求めた。

本研究では、自由記述欄に記載されていた家族介護者が介護を行うに当たって困難を感じた具体的な内容のなかから、困難のみには分類できないデータに焦点を当てて分析を行った。

(4) 分析対象者の基本属性(表 1)

質問紙の自由記述欄に回答のあった家族介護者 231 人を分析対象者とした。女性 186 人(80.5%)、男性 45 人(19.5%)、年齢は 60 代 92 人(39.8%)、70 代 52 人(22.5%)、50 代 48 人(20.8%)の順に多かった。続柄では、多い順に娘 90 人(38.9%)、妻 43 人(18.6%)、息子の妻 42 人(18.2%)、夫 26 人(11.3%)であった。

認知症の人本人の性別では、女性 162 人(70.1%)、男性 69 人(29.9%)、年齢は、80 代 81 人(35.1%)、70 代 63 人(27.3%)、90 代 44 人(19.0%)の順に多かった。介護度は要介護 1～5 がほとんどを占めており順に、31 人(13.4%)、36 人(15.6%)、31 人(13.4%)、38 人(16.5%)、70 人(30.3%)であった。現在の診断名は「アルツハイマー」112 人(48.5%)と多数であり、「脳血管性」44 人(19.0%)、「わからない・未診断」26 人(11.3%)であった。

表1:分析対象者の基本属性

家族介護者			
性 別	女性	186人	(80.5%)
	男性	45人	(19.5%)
年 代	50代	48人	(20.8%)
	60代	92人	(39.8%)
	70代	52人	(22.5%)
	その他	39人	(16.9%)
続 柄	娘	90人	(38.9%)
	妻	43人	(18.6%)
	息子の妻	42人	(18.2%)
	夫	26人	(11.3%)
	その他	30人	(13.0%)

認知症の人			
性 別	女性	162人	(70.1%)
	男性	69人	(29.9%)
年 代	90代	44人	(19.0%)
	80代	81人	(35.1%)
	70代	63人	(27.3%)
	その他	43人	(18.6%)
介護度	要介護1	31人	(13.4%)
	要介護2	36人	(15.6%)
	要介護3	31人	(13.4%)
	要介護4	38人	(16.5%)
	要介護5	70人	(30.3%)
	その他	25人	(10.8%)
診断名	アルツハイマー	112人	(48.5%)
	脳血管性	44人	(19.0%)
	不明・未診断	26人	(11.3%)
	その他の疾患	49人	(21.2%)

(5) 内容分析

先行研究¹⁵⁾にて、アンケートの自由記述回答をテキストデータ化し、介護者が抱く困難の要素についての分析を行ったが、その際に「困難」とは分類しがたいデータが多数存在した。本研究では、それらのデータを KJ 法における「一匹狼」として扱い、改めてラベル作り、グループ編成、A 型図解化、B 型叙述化の 4 ステップから成る「狭義の KJ 法一ラウンド」を行い、分析した¹⁶⁾¹⁷⁾。一連の分析過程については、社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者 2 名にて問題点や矛盾点がないか検討を重ね、結果の妥当性の確保に努めた。

ラベル作りでは、54 のラベルが生成された。グループ編成は三段目まで行い、6 つの表札が得られた。これらの分析結果を A 型図解化した(図 1)。

家族介護者は介護を通じて どのような体験をするか？

- ・介護者…家族内の主たる介護者
- ・家族…主たる介護者以外の家族

- (1) 2013年10月～11月
(2) A県
(3) A県認知症家族会会員へのアンケートの自由記述回答
(4) 黒澤直子、澤野尚子

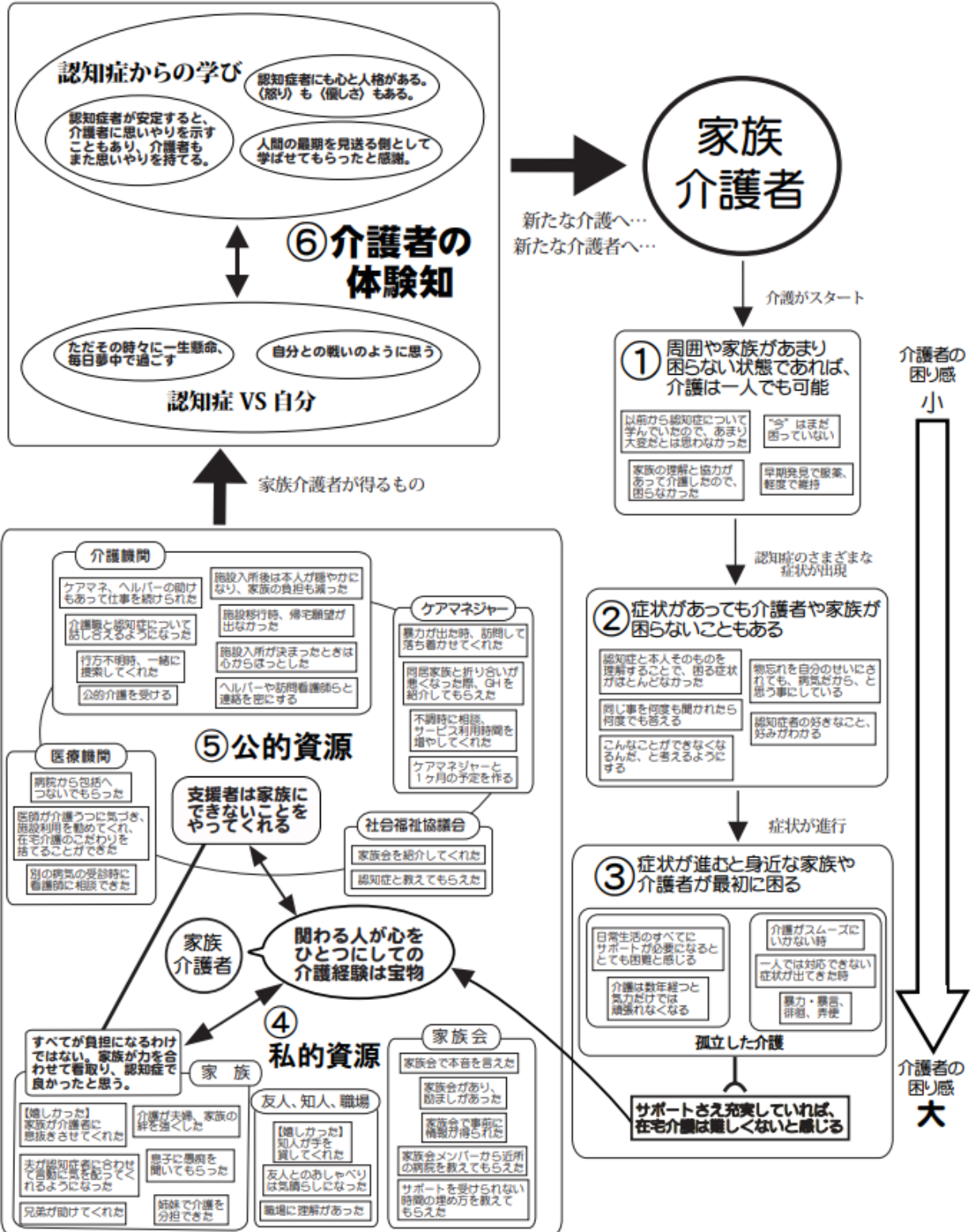
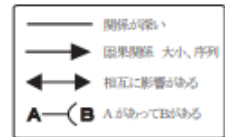


図1:家族介護者は介護を通じてどのような体験をするか

3. 結果

家族介護者の認知症介護が始まって、「①周囲や家族があまり困らない状態であれば、介護は一人でも可能」である時期もある。「“今”はまだ困っていない」「以前から認知症について学んでいたのも、あまり大変だとは思わなかった」「早期発見で服薬、軽度で維持」と今後の進行を見通し、現状はまだ大丈夫と認識し、「家族の理解と協力があって介護したので、困らなかった」と協力者の存在が挙げられている。その後、認知症のさまざまな症状が出現しても、「②症状があっても介護者や家族が困らないこともある」。認知症の進行とともにさまざまなBPSD が出現してくると、その対応に困難を抱える家族介護者は多い。しかし、「認知症と本人そのものを理解することで、困る症状がほとんどなかった」「認知症者の好きなこと、好みがわかる」というように、認知症への理解と認知症の本人への理解によって、困難という認識ではないと回答している。また、「同じことを何度も聞かれたら何度でも答える」「物忘れを自分のせいにされても、病気だから、と思う事にしている」「こんなことができなくなるんだ、と考えるようにする」と、多くの家族介護者が身近な家族だからこそ対応に困難を感じる状況に対して、一歩下がって客観的に見つめている様子が窺える。症状のさらなる進行により「③症状が進むと身近な家族や介護者が最初に困る」状況となるが、それは「孤立した介護」であることが要因となっていると考えられる。「日常生活のすべてにサポートが必要になるととても困難と感じる」「介護は数年経つと気力だけでは頑張れなくなる」と困難の要因を分析し、「介護がスムーズにいかない時」「一人では対応できない症状が出てきた時」「暴力・暴言、徘徊、弄便」と困難の要因を把握している。これらの困難の要因に対する「サポートさえ充実していれば、在宅介護は難しくないと感じる」と考えているのである。

ここでの「サポート」は、「④私的資源」と「⑤公的資源」に分けられる。「④私的資源」としては、「家族」「友人、知人、職場」「家族会」、「⑤公的資源」としては、「医療機関」「介護機関」「ケアマネジャー」「社会福祉協議会」がある。「家族」では、「家族が介護者に息抜きさせてくれた」「介護が夫婦、家族の絆を強くした」「夫が認知症者に合わせて言動に気を配ってくれるようになった」「息子に愚痴を聞いてもらった」「姉妹で介護を分担できた」「兄弟が助けてくれた」と頃は意識せずに見過ごしてしまうかもしれない家族との関係性が、認知症介護を行う中で「嬉しかった」こととして強く認識することになるのだと思われる。「友人、知人、職場」では、「知人が手を貸してくれた」「友人とのおしゃべりが気晴らしになった」「職場に理解があった」と、困っているときに手を差し伸べられたり理解されたりすることがいつもの関係性のなかでも「嬉しかった」こととして浮かび上がる。「家族会」では、「家族会で本音を言えた」「家族会があり、励ましがあった」「家族会で事前に情報が得られた」「家族会メンバーから近所の病院を教えてもらえた」「サポートを受けられない時間の埋め方を教えてもらえた」と、精神的支えを得られたり具体的情報を得られたりしている。「家族会」に出会うきっかけは、「社会福祉協議会」からの紹介であることもある。「家族会を紹介してくれた」「認知症と教えてもらえた」と初期の頃にかかわる機会があるのが「社会福祉協議会」であり、その後「ヘルパーや訪問看護師らと連絡を密にする」「公的介護を受ける」ようになり、介護機関へ繋がっていく過程があり、「ケアマネ、ヘルパーの助けもあって仕事を続けられた」「介護職と認知症について話し合えるようになった」「行方不明時、一緒に探してくれた」と介護過程のなかでさまざまな関わりを持つ。さらに「施設入所後は本人が穏やかになり、家族の負担も減った」「施設移行時、帰宅願望が出なかった」「施設入所が決まったときは心からほっとした」と、施設入所に際して不安だったことが解消されたり、本人、家族共に良い方向に進んでいると実感できたりしている。「ケアマネジャー」は、「暴力が出た時、訪問して落ち着かせてくれた」「同居家族と折り合いが悪くなった際、グループホームを紹介してもらえた」「不調時に相談、サービス利用

時間を増やしてくれた」と、個別の状況に合わせて対応し、「ケアマネと1か月の予定を作る」ため毎月相談でき、介護機関等との橋渡しもしてくれる最も身近な専門職として重要な存在となる。また、「医療機関」は「病院から包括へつないでもらった」と初期の対応を行ったり、「医師が介護うつに気づき、施設利用を勧めてくれ、在宅介護のこだわりを捨てることができた」と重要な判断の後押しを専門的な立場から行ったり、「別の病気の受診時に看護師に相談できた」と医療の相談ができる立場が活かされている。「すべてが負担になるわけではない。家族が力を合わせて看取り、認知症でよかったと思う」と、「私的資源」としての家族の力がある一方で、家族だけでは抱えきれない多くの困難に対して「支援者は家族にできないことをやってくれる」のである。「私的資源」「公的資源」どちらにも認知症介護を支える人が存在し、「関わる人が心をひとつにしての介護経験は宝物」となる場合がある。

このように「介護経験は宝物」になった家族介護者が得るものは「⑥介護者の経験知」とした。「認知症者にも心と人格がある。＜怒り＞も＜優しさ＞もある」「認知症者が安定すると、介護者に思いやりを示すこともあり、介護者もまた思いやりを持てる」「人間の最期を見送る側として学ばせてもらったと感謝」といった「認知症からの学び」だけでなく、「ただその時々的一生懸命、毎日夢中で過ごす」「自分との戦いのように思う」という「認知症 VS 自分」ともいえる介護経験をし、次の新たな介護へ活かしたり、新たな介護者への助言へ活かされたりする。

4. 考察

今回の研究で分析対象とした「困難」には当てはまらない家族介護者の言葉は、認知症介護のなかで一度立ち止まったり、客観的に振り返ったりしたときに出てきた言葉を中心として構成されているように思われる。認知症介護の渦中では気づきにくい感覚を、何かのきっかけで一步引いてみたり、冷静に思い起こしたりすることによって出てきた言葉ではないだろうか。家族介護者の認知症介護における「困難」と感じる事柄は、認知症の症状の進行によって大きく変化する。「困難」を軽減するためには、認知症の早期発見によって介護サービスや支援者に早期に繋がることや、認知症を学ぶことによって BPSD などへの対応方法を理解することが有効であることは、これまでも言われてきたことであるが、今回の分析からは、家族介護者が認知症の人をどのように捉えるかが大きく影響していることがわかる。認知症のさまざまな症状が出現してきた時、「同じ事を何度も聞かれたら何度でも答える」「こんなことができなくなるんだ、と考えるようにする」「物忘れを自分のせいになされても、病気だから、と思う事にしている」という言葉は、誰にでも言えることではない。認知症の人とのこれまでの関係性や周囲の環境などさまざまなことが家族介護者の認知症介護を支えることによって出てくる言葉だと考えられる。松本¹⁸⁾は、認知症という事実と直面する家族のこころは「驚愕」「否認」「怒り」「抑うつ」「適応」「再起」の順で推移していくとし、初診来院の段階で「適応」の状態の家族は4%であるとのデータを示している。「誰かにケアのつらさを理解してもらえたという安心感」が「適応」に繋がるとしている。このような理解してくれる他者の存在が、私的資源や公的資源として認知症介護には必要であることが読み取れる。

症状が進行すると、「孤立した介護」のままでは「困難」が継続する。認知症高齢者の長期在宅療養を支えるための条件として宮原他¹⁹⁾は、介護者の確保、介護者の介護知識や技術の向上、中重度認知症に対応する通所介護・リハビリテーション、ショートステイ、訪問看護などのサービスの積極的な利用、在宅支援に熱心な主治医やケアマネジャーの存在、地域連携パスの整備が必要としている。公的資源としての、介護サービス、認知症介護家族プログラム、ケアマネジャー、主治医などの専門職がかかわることはもちろんであるが、私的資源で

ある身近な人の存在も欠かせない。私的資源は介護の分担という実務的サポートだけでなく「気遣い」や「息抜き」といった家族介護者へのいたわりや、当事者同士の支え合いという関わりがある。私的資源である家族や友人、知人への介入は容易ではないが、家族会で本音を言えたり励まされたりという経験ができてるように、すでに各地で実施されている認知症カフェなどの地域のなかで気軽に相談できる場所を増やすことや、認知症サポーター養成講座によって地域のなかで認知症の理解者を育てることも私的資源を強化する試みであるといえるだろう。家族介護者がこのような私的資源と公的資源に結びつき協働することができれば、家族介護者にとって介護体験は貴重なものとなっていき、介護を終えて認知症介護の体験知を得ることに繋がると考えられる。体験知を得るまでには、家族介護者は認知症と自分との戦いであると表現する介護過程をたどり、認知症介護の体験からの学びを得、それを謙虚に受け取る姿勢がみえる。さらに、体験知を得た家族介護者は、家族会などを通じて自らの介護体験として他の介護者に伝えたり、次の介護へ活かしたりすることも可能となる。このような体験知を得られるような介護体験へのサポート体制作りは、認知症の家族介護者支援の有効なあり方であると考ええる。

5. 結語

本研究をまとめる中で、これまで認知症介護は「困難」の連続であり、家族介護者は大変な状況に置かれているということに焦点を当てて研究を行っていたが、視点を転換することの必要性を考えることができた。家族の関係性や周囲との関わりなどさまざまな要因によって、認知症介護の捉え方は変化することがわかった。「困難」な経験であるだけでなく、それが「宝物」となることもある。そこでは、周囲のサポートや理解が欠かせないことは共通している。

本研究では、分析対象を質問紙調査の自由記述としたため、家族介護者の意図するところを十分に汲み取るための分析手法としては限界がある。家族介護者への聞き取り調査の実施によって、介護体験における「困難」などではない経験の詳細な分析を行うことが今後の課題であると考ええる。

謝辞

今回の調査にあたりご協力いただいた A 県認知症の人と家族の会会員および事務局の皆様にご心から感謝申し上げます。

付記

本研究は、JSPS 科研費 JP25870655、JP17K04233 の助成を受けて実施した。

引用文献

1) 令和 3 年版高齢社会白書

<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf>2021.11.15 アクセス

2) 厚生労働省:「認知症施策推進大綱について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00002.html>2021.11.20 アクセス

3) 朝田隆:厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業 都市部における認知症有病率と認知症

の生活機能障害への対応 平成 23 年～24 年度総合研究報告書,2013

- 4) 本間昭:痴呆性老人の介護者にはどのような負担があるのか. 老年精神医学雑誌, 10(7), 787-739, 1999
- 5) 緒方泰子・他:在宅要介護高齢者を介護する家族の主観的介護負担. 日本公衆衛生雑誌, 47(4), 307-319, 2000
- 6) 大西丈二・他:痴呆の行動・心理症状(BPSD)および介護環境の介護負担に与える影響. 老年精神医学雑誌, 14(4), 465-473, 2003
- 7) 久木原博子・他:高齢者における「認知症」に関するイメージと知識. 看護学統合研究, 13(1), 16-21, 2011
- 8) 朝田隆:認知症とスティグマ. 精神医学, 55(11), 1053-1056, 2013
- 9) 梶原弘平・他:認知症介護の肯定的認識に着目した家族への情報提供による介入と効果. 日本認知症ケア学会誌, 14(2), 485-493, 2018
- 10) 藤生大我・他:認知症家族介護者がつけたポジティブ日記の内容分析. 認知症ケア学会誌, 17(4), 735-741, 2019
- 11) 右田周平・他:痴呆性高齢者の家族介護の肯定的側面に関する因子構造とその関連要因. 老年看護学, 6(1), 129-137, 2001
- 12) 宮坂啓子・他:認知症高齢者を介護する家族の介護肯定感に関する研究. 老年看護学, 18(2), 58-66, 2014
- 13) 広瀬美千代・他:家族介護者の介護に対する認知的評価に関連する要因. 社会福祉学, 47(3), 3-15, 2006
- 14) 黒澤直子・他:認知症介護における支援を必要とする時期と内容に関する考察, 北翔大学北方圏学術情報センター年報 9, 1-9, 2017
- 15) 黒澤直子・他:認知症家族介護者が困難を抱える要因に関する検討. 地域創成学, 7(1), 19-24, 2018
- 16) 川喜田二郎:KJ 法 渾沌をして語らしめる, 中央公論社, 1986
- 17) 田中博晃:KJ 法入門 質的データ分析法として KJ 法を行う前に, 外国語教育メディア学会(LET)関西支部メソドロジー研究部会 2010 年度報告論集 17 より良い外国語教育研究のための方法, 17-29, 2011
- 18) 松本一生:認知症家族のところに寄り添うケア, 中央法規出版, 2013
- 19) 宮原伸二・他:認知症高齢者の長期在宅療養を可能にする条件, 日本農村医学会雑誌 60(4), 507-515, 2011

地域共生型ひきこもり包括支援プラットフォーム構築に向けて ー生きづらさの人々の架け橋となるローカルベースキャンプづくりー

田中敦(特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク)

キーワード：ひきこもり ピアスタッフ プラットフォーム

1. 研究事業の目的

1-1. 研究事業の背景

ひきこもり当事者といっても、その状態像は非常に多様である。また近年は40歳を超える中高年層のひきこもり当事者も増え、さらにその様相は複雑さを増している。当然のことながらこうした多様なひきこもりの実態は支援現場にも大きく影響を及ぼし、さまざまな相談窓口にはひきこもり相談が寄せられることも少なくない。しかし残念なことにそこでは十分な対応がなされず、たらい回しにされ、初回相談だけで途切れてしまうことや曖昧な対応に失望し、相談する気力を見失う事例も見られている。

こうした現状の反省から、今それぞれの地域において年齢や経歴などを問わずに、ひきこもり当事者や家族が、安心して相談に対応でき、適切な支援につなげるためのプラットフォームづくりが求められる。幸いにも2018年度厚生労働省はひきこもり対策推進事業の見直しを実施し、新たにひきこもりの早期発見や適切な支援につなげるためのプラットフォームづくりを目的に「ひきこもりサポート事業」(厚生労働省:2018)が加えられた。

2020年度にはひきこもり当事者にとって「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、とくに重要なものと位置づけ「ひきこもりサポート事業」を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施することが明記された。

また2021年度厚生労働省の概算予算要求書には、ひきこもり支援の強化として、SNS等による相談支援など市町村におけるひきこもり支援を充実するとともに、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置や運営を促進することが述べられている。とりわけ、ひきこもり当事者・経験者(ピアサポーター)によるSNS等による相談支援や居場所の実施が重点項目として挙げられている。これまでとかく支援の対象者としてサービスを受ける側の立場に置かれてきた、ひきこもり当事者・経験者(ピアスタッフ)が相談支援や居場所づくりの最前線に立ち、その事業実践者の中核となることが盛り込まれたことは非常に大きいところがある(厚生労働省:2020)。

これまでひきこもり経験者が支援の現場にいなかったこと自体が課題であった。ひきこもりから一歩先に進んだひきこもり経験者の多くは自分の生活を何とかしていくために複数のアルバイトを掛け持ちするしかなく、そのため支援現場に留まることができなくなっていた。安定した報酬や手当をつけることで腰を据えて支援に実働できる体制をつくり、さまざまな専門団体機関と協働した実践活動を行うという意味でも動向に期待が寄せられる。

1-2. 研究事業の計画

こうした期待されるプラットフォームについては、実際の運用に必要な具体的な支援体制や実践方法については明記されておらず、実施する各地方自治体の対応に委ねられているのが現状である。今後この事業が有効となっていくためには、a.ひきこもり当事者が不安なく足を運びやすい配慮の行き届いたプラットフォームづくり、b.専門職支援者のみの憶測で進めない、ひきこもり当事者の意見が反映される効果的なピアサポートの活用、さらには c.支援段階間のハードルが必然的に高くなっている家族支援から就労支援までの個別的な段階支援をプラットフォーム上で包括的に支援できるような柔軟なパラダイム(仕組みづくり)の形成が求められる。

そこで本研究事業では、ひきこもり当事者や家族にとって望ましい適切な支援につながる地域拠点づくりを目的に「地域共生型ひきこもり包括支援プラットフォーム構築事業」を実施した。具体的には、(1).当事者会や居場所がなく、ひきこもりの長期高齢化が進む道内 3 候補地を選定、(2).当事者団体の当 NPO が主導で当事者がつながりやすいプラットフォームを各地域の行政と支援団体機関との連携のもと設置、(3).従来の専門プロスタッフにひきこもり経験を有するピアスタッフが加わる協働体制を図ることで、支援の敷居をできるだけ下げる実践を試行、(4).プラットフォームにおいて多様な当事者会、家族会、支援団体機関が協働運営することで家族支援から社会参加支援まで含む地域の包括的支援が可能な運用を行い、各支援段階間の障壁を解消する、切れ目のない支援システムの構築を実践研究の観点から明らかにすることを目指した。

1-3. 研究事業の方法

プログラム実施にあたっては単なる場づくりだけではなく、とにかく専門機関に足を向けにくい当事者がプラットフォーム上に面談室とは異なる普段状況という構造化されない相談場面の機能をもたせることで個別支援につながりやすくすることや愚痴の言い合いで終わらないお互い学び合える体調に無理のかからない様々な体験型学習機能も加えた。これらプロセスを踏んで 2020 年 9 月～2021 年 1 月までの期間、各地域でのプラットフォーム実践研究事業を計 11 回実施した。当初計画では 3 地域各 5 回ずつ計 15 回開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、北海道内でも緊急事態宣言が北海道と札幌市の共同で発令されるなど、油断なき状況が続き、準備開始が遅れたことに加え、現地実行委員になっている保健所が新型コロナ禍の対応業務に追われ、本研究事業に時間を割くことが難しくなったことも大きな要因として挙げられる。ただし 3 地域とも新型コロナウイルス感染防止策を図りながら可能な限り開催する方向ですすめたことは後述するアンケート調査の結果に見るように参加者の待ち望んでいた期待に応える結果となって結び付いた。

とくに従来のプラットフォームづくりは、当事者会主導型や家族会主導型など個々のセクターによって進められてきたが、本研究事業では今日求められる制度・分野・立場ごとの縦割りや支え手・受け手の関係性を超えた自分事として参画し人と人、人と資源が世代や分野を越えて丸ごとつながり一人ひとりが暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生型のひきこもり包括支援プラットフォームづくりを念頭において取り組んだ。

1-4. 研究事業の効果測定

2021 年 2 月には、3 地域で実施した事業全体の効果を測定していくために、各地域のプラットフォームに参加した当事者や家族、支援者などへの参与観察法とともに、参加者への質問紙アンケート調査法を併せて取り入れた。また自由記述回答 (FA) は、できるだけ参加者の声をそのまま伝えていくことが重要であると考え、あえて統計上加工した質的分析を行わず、類型化することに留めた。

2. 実践研究の内容

2-1. 参加者の状況

選定 3 地域におけるプラットフォーム実践研究における参加者の状況は、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、全体的に外出を控える傾向が見られたが、それでも継続した参加者も多く、各地域プラットフォームの展開に期待を寄せられることも少なくなかった。

まず、O 市の参加者状況から見てみよう。O 市での取り組みは、溯ること 2017 年 10 月からのサテライト型の居場所事業からはじまり、今日まで 3 年半の実績をもつ。2019 年度では支援者の参加は平均 4.3 人でもっとも多く、次いで家族が平均 4.1 人で、期待されていた当事者の参加は平均 1.6 人と少なく大きな課題となっていた。こうした反省のもと 2020 年度では、プラットフォームを担当する行政部署を市保健所から市福祉部へ移管、O 市に事務局がある特定非営利活動法人 HSW 協会をはじめ、社会福祉法人 O 市社会福祉協議会、O 市教育委員会、H 新聞社の 5 団体機関の名義後援を受け開催。また案内チラシの配架方法を全面的に見直し、O 市内の公共施設や地域包括支援センターにも協力を願った。さらに当 NPO としても、実働するひきこもり経験者ピアスタッフの人員を充実させ、事業統括ピアスーパーバイザーを含め、毎回 4~5 人配置した。しかし後援団体機関が一堂を会して協議する現地実行委員会組織は形成されず、担当部署の O 市福祉部関係者との準備会議 1 回 (6 月 23 日実施) のみで終わっている。

次に E 市の参加者状況を見てみよう。E 市での取り組みは 2019 年 9 月からはじまり、これまでに 2 年間の実績がある。E 市はプラットフォーム 3 地域の中でいち早く、現地担当窓口である共催団体の E 市社会福祉協議会と当 NPO との準備会議 (5 月 13 日実施) を実施した街である。準備会議では、新型コロナ禍でも可能な限り開催する方向ですすめることを確認し、改めて後援団体機関を募り、E 市役所、E 市教育委員会、E 市障がい者支援センター、E 保健所、若者サポートステーション E、NPO 法人 W、H 新聞社の計 1 共催 7 後援団体機関の協力のもと開催した。

E 市は、前年度同様に、共催後援団体と当 NPO との合同事前会議 (7 月 9 日実施) に加え、合同中間会議 (11 月 19 日実施)、そして合同事後会議 (3 月 11 日実施) の計 3 回実施し、きめ細かく対応した地域である。

その結果、全 4 回の平均参加者は 26.25 人であった。前半は 30 人を超える参加者であったが、後半は新型コロナ禍の影響で参加者が減少した。ピアスタッフを除く参加者のうちもっとも多かったのは行政機関を含む支援者 33 人 (8.25 人)、次いで親・家族で 23 人 (平均 5.75 人)、当事者 17 人 (4.25 人)、その他 8 人 (平均 2.0 人) となった。E 市も先の O 市同様、福祉系専門学校に通う臨床実習生 2 人の参加も見られた。

最後に、T 市を見てみよう。T 市は、現地窓口対応が T 保健所という新型コロナ禍対応の最前線に立つ部署であったことから、通常業務にも支障が生じるほどの忙しさに追われ、準備が思うように進まず、3 地域では一番出遅れて開始した地域である。T 保健所を中心に T 市役所、T 市教育委員会、社会福祉法人 T 市社会福祉協議会、T 市地域生活支援センター、相談支援事業所、不登校親の会、ひきこもり家族会・T 若者サポートステーション・T 市就労準備支援事業所、新聞社 2 社の後援のもと合同事前会議(9 月 16 日実施)を開き準備を開始した。

新型コロナ禍の影響で、当初計画から大きく変更を余儀なくされ、全 2 回しか実施できなかった。しかしながら当事者の参加者は 14 人(平均 7.0 人)と 3 地域の中では 1 回あたり参加者がもっとも多かった。参加者全体では、当 NPO のピアスタッフを除くと T 市も行政機関を含む支援者が 17 人(平均 8.5 人)と一番多く、次いで当事者 14 人(平均 7.0 人)、親・家族 11 人(平均 5.5 人)となり、他の地域には見られなかった T 市地域活動支援センターの精神障がい者ピアサポーターも 3 人(平均 1.5 人)も参加した。

2-2. プラットフォームの実施

前述してきたように、3 地域で実施したプラットフォームには、実に多くの行政機関を含む支援者が集まった。そこには単独の部署を超えた協働運営者としての、様々なセクターにいる専門職であり、まさにプラットフォームが目指す多種職連携というありようが見出される結果となっている。

表-4)は、選定 3 地域におけるひきこもりプラットフォームの実施状況を示したものである。3 地域とも総人口 10 万人単位の中核都市である。プラットフォームの名称は参加者に親しみやすいものに変えていきたいという理由から、地元ひきこもり当事者に公募したところ、E 市では「シエスタ」、T 市では「とまとま」という名称が選考され決定した。素晴らしい名称を提唱した各当事者には当 NPO から感謝状等を贈呈した。

O 市は、残念ながら当事者の参加が少なく、そうした機運が熟さなかったことから、暫定的に札幌市で当 NPO が行う SANGO の会のサテライト版としてその名称を位置づけた。

プラットフォームは全行程各 2~5 回の頻度で開催、14:00~16:00 までの時間帯を設定し、出入りも自由で事前申込みも不要、グループワーク活動で名前を名乗りたくない人は強要せず、聞き役に徹した人には発言を求めない配慮も行い参加者ができるだけ足を向けやすいように実施した。

各地域内のプラットフォームにかかわる問い合わせ先も当 NPO だけにせず、できるだけ現地支援団体機関とし、行政機関である市役所や保健所、社会福祉協議会にお願いした。

内容については、3 地域とも、ひきこもり体験を有するピアスタッフによる話題提供を基本とし、参加者から質疑応答を受けた。その後小休憩を挟み、当事者と親・家族に分かれてグループワークを行い、全体でシェアしてそれぞれの内容を共有した。

表－4) ひきこもりプラットフォームの実施状況

地域	O 市（総人口約 11 万人）	E 市（総人口約 12 万人）	T 市（総人口約 17 万人）
名称	サテライト SANGO の会	シエスタ	とまとま
期間	2020 年 9 月～2021 年 1 月	2020 年 9 月～12 月	2020 年 11 月～12 月
回数 時間	5 回（第 3 水曜日開催） 14:00-16:00	4 回（第 4 水曜日開催） 14:00-16:00	2 回（第 1 木曜日開催） 14:00-16:00
内容	ピアスタッフによる 話題提供＋groupwork	ピアスタッフによる 話題提供＋groupwork	ピアスタッフによる 話題提供＋groupwork 全体会・当事者会 親の会
窓口	行政（生活困窮）	社協（生活困窮）	行政（医療保健）
連携 委員会	後援 5 団体機関 無し	1 共催 8 団体機関 有り	1 共催 10 団体機関 有り
資源	ゆったりスペース	不定期家族の集まり	非公開当事者会
会場 借料	教育施設 1 室 免除	福祉施設 1 室 免除	福祉施設 2 室 免除

自らのひきこもり体験による話題提供は、他者のリカバリーの役に立つプラスの価値へと転換する可能性をもつものである。予想もつかない状況におかれたとき、知識よりも似たような経験をした先行く当事者の話を聞きたくなることがある。そしてそれによってどんな知識よりも信頼と安心が得られる。リカバリーストーリーを共有することで互いのリカバリーが促進されていくという化学反応が起こる。これは専門職とのかかわりでは決して起きることのないダイナミクスといえる（相川：2014）。

もし、ひきこもり当事者がソーシャルワーカーから見て、まだ彼らが弱いように思えるのなら、それは当事者の強さに気づいていないためであろう。当事者はソーシャルワーカーからエンパワメントされるほど弱い存在ではない。自ら福祉を開発していく力強い創造的な当事者を社会も専門職も未だ迎え入れる準備が整っていないのである（岡：2014）。その反省が私たちに問われているといえる。

グループワーク活動は、様々な人たちが参加する混在型も考えられたが、当事者が安心して参加できるよう、当事者会と親の会のテーブルに分かれて交流を図ることを原則とした。テーブルは参加者の人数により当事者会、親の会用に複数設置した。また、T 市のみ当事者会と親の会はそれぞれ別室で開催し、その他の 2 地域はワンフロア内にて行った。当事者は当事者会へ、親・家族は親の会へという流れが慣例であるが、2020 年度では参加する当事者のなかで、自分のひきこもり体験を悩む親・家族に役立てたいと希望し、親の会に参加する当事者の姿も見られた。

2-3. 新型コロナウイルス感染防止策の対応

さて、本研究事業は新型コロナ禍が長期化した状況に対応した内容を想定していなかったため、実施にあたっては急遽、次のような対策を講じた。プラットフォームとなる実施会場を広い貸室に変更し確保した。また体調不良者の参席は控えてもらい、実施中は、参加者全員マスク着用（マスクがない参加者には無料提供可）、適宜場内の換気を行い、受付では参加者への検温の実施、手指消毒の奨励、アクリル製簡易手袋をはめた資料配布などのほか、E市では共催団体であるE市社会福祉協議会が自ら手づくりで制作した飛沫感染防止を図るクリアパネルを設置するなどの工夫を凝らした（写真-1）。

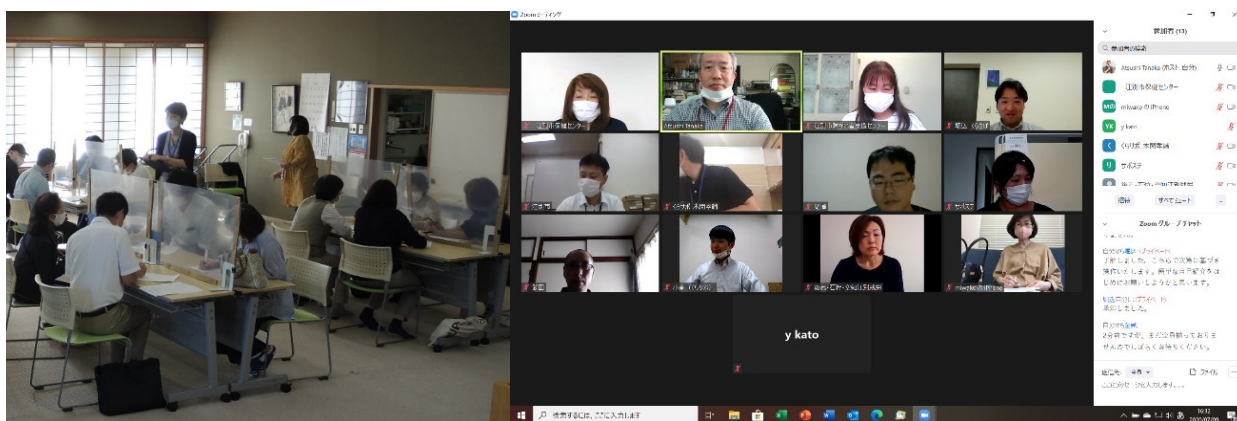


写真-1.2) E市グループワーク活動での飛沫感染防止策及び zoom 合同事前会議の様子（写真の掲載にあたり、ご本人たちの了解を得ています。）

また、3 地域プラットフォームの運営にあたる現地実行委員との合同事前・事後会議についても新型コロナウイルス感染防止の観点から、ネット会議システム zoom オンラインを活用して実施した（写真-2）。

3. 研究事業の結果

本章では、これまでの3地域におけるプラットフォーム実践研究が参加者にどのような効果を及ぼしたのかについて客観的に評価していくために、先述した1-4.研究事業の効果測定に準拠して、各回実施者の参与観察法記録とともに、質問紙アンケート調査解析を用いて明らかにした。以下は、その結果である。

なお、倫理的配慮として調査実施にあたっては、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針に従い、参与観察記録は匿名性を守り、アンケート調査については、その回答者である当事者（家族）本人や居住地、所属先などの個人情報が入らないよう十分配慮しながら実施した。

それぞれの地域プラットフォームにおけるアンケート調査票回収率は、主催者である当 NPO ピアスタッフを除く参加者数で換算すると、O市 61.0%、E市 89.0%、T市 74.0%となり全体の半数以上を占め、3地域の中ではE市の回答率がもっとも高かった。

3-1. 回答者の性別

設問 1.回答者の性別では、O 市と E 市が共に女性がそれぞれ全体の 6 割以上の 26 人 (68.4%)、49 人 (66.2%)を占め、男性は全体の 3 割以上の 12 人 (31.6%)、25 人 (33.8%)であった。これに対して T 市は、これら 2 地域とは異なり、男性が半数以上を占める 19 人 (55.9%)で、女性は全体の 4 割を占める 14 人 (41.2%)であった。また T 市では 1 人 (2.9%)ではあったが LGBTQ の当事者の参加があった。

3-2. 回答者の年代

設問 2.回答者の年代では、O 市では参加者が多かったのは 50 代 13 人 (34.2%)、次いで 60 代 12 人 (31.6%)、70 代 5 人 (13.2%)、20 代 40 代が各 4 人 (10.5%)となり、10 代と 30 代 80 代以上の参加はなかった。E 市では 60 代 21 人 (28.4%)で多く、次いで 40 代 19 人 (25.7%)、50 代 14 人 (18.9%)、30 代 11 人 (14.9%)、70 代 5 人 (6.8%)、20 代 4 人 (5.4%)で、10 代と 80 代以上の参加はなかった。T 市では、30 代 9 人 (26.5%)と多く、次いで 20 代 40 代が各 7 人 (20.6%)、60 代 4 人 (11.8%)、50 代 70 代 80 代以上が各 2 人 (5.9%)、不明 N.A1 (2.9%)となった。10 代の参加はいなかった。

3-3. 回答者の属性

設問 3.回答者の属性は、O 市は親・家族 19 人 (50.0%)が一番多く、次いで当事者・経験者 11 人 (28.9%)、行政機関・その他各 3 人 (7.9%)、支援者 2 人 (5.3%)となった。E 市も同様に親・家族が 22 人 (29.7%)と多く、次いで当事者・経験者 18 人 (24.3%)、支援者 16 (21.6%)、行政機関 11 人 (14.9%)、その他 7 人 (9.5%)であった。一方、T 市は、全体の開催数は少なかつたものの、他の 2 地域とは異なり、当事者・経験者が 14 人 (41.2%)と最も多く、次いで支援者 11 人 (32.4%)、親・家族 6 人 (17.6%)であった。その他の具体的な内容では、実習生、市議、記者、姪、サポステ利用者、精神障がい者ピアサポーターといった回答や「自分がひきこもりかどうか分からない」という迷いがありながら参加した当事者も見られた。

3-4. 回答者の居住地

設問 4.回答者の居住地は、O 市 32 人 (84.2%)、E 市 59 人 (79.7%)、T 市 31 人 (91.2%)と、3 地域のプラットフォームすべてにおいて約 8 割以上が地元からの参加であった。しかし、O 市 6 人 (15.8%)、E 市 15 人 (20.3%)、T 市 3 人 (8.8%)と、新型コロナ禍にもかかわらず、他地域からの参加も見られた。具体的な地域として、もっとも多かったのが S 市で、そのほかでは I 市、N 町であったが、Q4.×Q3 クロス集計結果でわかるように、支援者も多く回答している点で、分析には注意が必要である。実際、居住地が他の地域と回答する属性は支援者や行政機関、その他にその傾向が見られる。当事者・経験者と親・家族のみで判断すると、O 市では当事者・経験者は全員市内と回答、親・家族に市外 26.3%あるが元々 O 市に在住していたが、事情で他地域に転居したケースであった。

3-5. 参加するきっかけ

設問 5.回答者が参加するきっかけとなったものとしては、O 市で一番多かったのが案内チラシ 13 人(34.2%)に対して、E 市と T 市では、支援団体機関からの情報がそれぞれ 28 人(37.8%)、22 人(64.7%)と最も多かった。新聞報道からの情報は O 市 10 人(26.3%)、E 市 7 人(9.5%)と比べても地元地方版にはまったく掲載されなかった T 市では 1 人(2.9%)と少数に留まった。その他の具体的な回答としては、ネット、市役所、広報、サポステ、実習指導者の紹介、家族をはじめ、昨年から参加していたので、といった内容もあった。

3-6. 回答者の参加頻度

設問 6.回答者の参加頻度については、O 市 14 人(36.8%)、E 市 21 人(28.4%)、T 市 10 人(29.4%)共に初参加者が 3 割前後存在する。また属性間で見たと Q3.×Q6.クロス集計結果では、当事者・経験者は 3 地域ともに初参加者より継続参加者のほうが多い傾向となっている。とく 3 地域ではもっとも開催回数が多かった O 市では、顕著で初参加者 14.3%から過去に参加がある人 37.5%と上回っている。同様に E 市も 19.0%から 26.4%へ、もっとも開催数が少なかった T 市でさえも 40.0%から 41.7%と全体の割合が高くなっている。このことはプラットフォームへ 1 回限りではなく複数回参加する人たちが多かったことを意味する。

3-7. 回答者の参加した評価

設問 7.参加してみての評価については、3 地域とも、とてもよかった、よかった、という回答率を合わせると O 市 65.8%、E 市 85.1%、T 市 91.1%と全体の半数以上を占めた。とりわけ E 市と T 市における評価が 8 割以上を占め高評価であった。O 市については、ふつうと回答した者が 5 人(13.2%)と他の 2 地域と比して多かったことに加え、不明 N.A が 7 人(18.4%)とアンケート調査票当設問での未回答者も多く見られた。また、少数ではあるが O 市でよくなかったが 1 人(2.6%)、T 市ではあまりよくなかったが 1 人(2.9%)あったが、O 市については市担当者が連れてきた 50 代当事者のケースで、集団に馴染めずグループワーク活動に入れないことで初回のみ、よくなかったと回答したが、その後の例会では、よかったと回答している。T 市は T 若者サポートステーションの紹介で参加した LGBTQ の 20 代当事者で、1 回のみ参加であった。

3-8. 回答者のサービス利用状況

設問 8.ここからは回答者のサービス利用状況について質問した。O 市では保健所がこれまでひきこもりに関する相談やセミナーなどを開催してきた関係もあって、その利用率は一番多く、15 人(39.5%)であった。同様に次いで当事者会・親の会が 11 人(28.9%)と多く、これも保健所が関与していることから理解できよう。

一方、生活困窮者自立支援機関は当プラットフォームの現地窓口としての役割を担っていたにもかかわらず、3 人(7.9%)と低調で、この利用当事者が参加するということは見られなかった。

E市では当事者会・家族会 15 人(20.3%)と多く、次いでその他 12 人(16.2%)、生活困窮者自立支援機関 6 人(8.1%)、保健所 3 人(4.1%)で、障害者就労支援施設は 1 人(1.4%)に留まった。

T市は市直営で行う生活困窮者自立支援機関が 9 人(26.5%)と多く、次いで当事者会・家族会 5 人(14.7%)となり、市の非公開当事者会や保健所が関与する家族会の役割が大きく示しているほか、その他 3 人(8.8%)、障害者就労支援施設 2 人(5.9%)、保健所 1 人(2.9%)であった。

3 地域におけるその他の具体的な内容としては、市役所、障がい者支援センター、就労支援事業所、サポステなどであった。

とくに当設問で注視していかなければならない点は、どこも利用していないと回答する人たちの割合である。3 地域ともに当事者・経験者と親・家族に限ると O 市 6 人(50.0%)、E 市 12(48.0%)、T 市 6 人(66.6%)と一定数存在することは、これまでどこの支援団体機関も利用せず、当プラットフォームに足を向けられたという事実において、本事業の意義を見出すことが可能となろう。

3-9. 回答者が抱える心配な課題

参加者はどのような課題解決を求めてプラットフォームへ足を向けたのか。設問 9.回答者が抱える心配な課題としては、3 地域ともに不明 N.A(支援者や行政機関の無回答者を含む)を除くと、①体調・健康面 O 市 19 人(50.0%)、E 市 24 人(32.4%)、T 市 14 人(41.2%)、②収入・年金面 O 市 19 人(50.0%)、E 市 24 人(32.4%)、T 市 11 人(32.4%)を回答する割合が高かった。また⑤家庭・親子との関係面 O 市 17 人(44.7%)、E 市 16 人(21.6%)、T 市 4 人(11.8%)も軽視できないところが見られ、3 地域間では、O 市において他の 2 地域とは異なり、⑦近隣・地域との課題面 14 人(36.8%)が 3 割以上を示した。

E市では、当事者・経験者では、②収入・年金面 58.3%を占め全体の割合で一番多かった。親・家族では、⑤家庭・親子との関係面 68.8%と全体の 6 割以上となっている。さらに⑥支援者・専門職との関係面では支援者が 25.0%と回答しており、支援にあたる専門職も同様に悩んでいることが明らかとなった。

T市では、E市と同じく当事者・経験者が、②収入・年金面 72.7%と 7 割以上となっている一方、同様に親・家族では、⑤家庭・親子関係との関係面が 50.0%と半数を占めている。

3 地域におけるその他の具体的な内容としては、人間関係や対人恐怖症をはじめ、障がい特性に配慮した支援や就労、現在働いているひきこもり経験者からの勤務先との人間関係、加齢することに伴う家族の健康や親の介護、そして当事者本人の将来について、一人になったとき自立しているか、ありすぎて書き切れないといった回答まであった。

3-10. 回答者の意見・感想

設問 10.その他自由な意見・要望等についての質問である。自由記述回答(FA)には様々な意見・感想が寄せられたが研究事業上、5 つの類型化による解析を行った。図・1)がそれである。大別として・居場所、・カタルシス(浄化)、・気付き合い、・見つめ直し、・期待継続に分類した。これらには

各項目には序列はなく相互関連がある。回答文は意図的に変更せず、参加者が書いた原文のまま引用した。

4. 研究事業の考察

以上、研究事業の結果をもとに、本章では当初設定した目標である、a. ひきこもり当事者が不安なく足を運びやすい配慮の行き届いたプラットフォームづくり、b. 専門職支援者のみの憶測で進めない、ひきこもり当事者の意見が反映される効果的なピアサポートの活用、c. 支援段階間のハードルが必然的に高くなっている家族支援から就労支援までの個別的な段階支援をプラットフォーム上で包括的に支援できるような柔軟なパラダイム(仕組みづくり)の形成について考察を行う。

a. ひきこもり当事者が不安なく足を運びやすい配慮の行き届いたプラットフォームづくり

プラットフォームは、景色の眺めや交通アクセスのよい立派な施設さえあれば場づくりが成立するということではない。実践活動は「人なり」と言われるように、どういう人たちがかわり、どういう価値観やスタンスをもって運営しているかによって場の雰囲気は大きく変化していく(田中:2020)。また、プラットフォームでさまざまな人たちとかわることで、自分の活動の幅は確かに広がっていく。しかし自分のピアな活動は、かわる仲間の活動を広げるものではない。それを決めるのはそこにいる当事者一人ひとりである。こうしたスタンスをもち続けることは容易なことではないが、そこを見失わないとき、参加者は安心してその場に居ても良いと思いつけることができる。

3 地域のプラットフォームには、公的な機関がかかわることで、市民は安心度や信頼度を高め、さらに様々な支援団体機関が共催後援として協力し合う体制をとることで幅広く参加者が集う成果を見出していた。とくに、現地実行委員会を立ち上げ機能させた E 市や T 市の力は大きく、毎回共催後援団体の担当者がプラットフォームに加わり、当事者や家族と交流を図ったことは、とかく敷居が高くなりがちな専門相談窓口や緊張を強いられる面談室とは異なる非構造化した普段状況下での支援を可能にしたと思われる。現地実行委員たちも楽しく参画し、笑顔が絶えなかったことも大きな成果のひとつとも言えよう。

しかし、課題がなかったわけではない。O 市はこの 3 地域の中ではもっとも長くプラットフォーム構築に向けた事業を繰り返してきたにもかかわらず、なかなか「横のつながり」が希薄という課題を乗り越えられずにいる。これまで見てきたように 3 地域の中では、支援団体機関からの情報提供の回答割合が一番低く、後援団体の担当者が参加したときもあったが、現地実行委員会組織はなく、O 市担当部署による問い合わせ等の連絡調整役割に留まっている。結果的に厳しい見方ではあるが、O 市保健所から O 市福祉部に窓口がかわっただけで現状は大きく変化したとは言いがたい。

しかもこうした課題となる「横のつながり」の希薄は、外部の支援団体機関だけではなく、行政内部までもが協働のない姿勢として顕著に表面化してしまった点にある。前年度 O 市サテライト事業で窓口として担当していた O 市保健所は、当 NPO が今年度のプラットフォームづくりについて O 市福祉部担当者と協議をはじめようとしたその日に、表-4 に示した「ゆったりスペース」が開設される案内チラシが、私たち当事者団体 NPO に対して当てつけのように主催者側へ渡されたのである。2020 年度から事業担当部署が変わったとはいえ、同じ行政内部のことであるとするならば、より一層庁舎

内の「横のつながり」をつくり、お互い連携して協力し合うことが、市民に対する公共の福祉のあるべき姿ではなかったのではないだろうか。

一方、E市にはこれまでひきこもり家族の集まりが不定期で開催されており、その参加者に案内して誘い掛けたり、T市では非公開ではあるが当事者会があり、そこに通う当事者も多くプラットフォームに参加するなど相互協力関係があった。

それなのにO市保健所がなにゆえ、当NPO主催によるプラットフォームづくりと同時期に、新たな「ゆったりスペース」なるものをつくったのか、その真相は明らかにされていない。開催案内については、O市ホームページに掲載されているが、参加にあたっては事前予約制でハードルも高く、明らかに支援者が主体となってつくられたと思われる教育内容で、到底ひきこもり当事者が安心して参加できるようなものとは言えない。むしろO市行政関与で同様な集まりを行うことは、当事者市民を動揺させ、支援の分断分裂を招く行為といえる。O市にはこうした大きな課題があることを、新規O市地域福祉計画策定にきちんと反映されているのかも問われる。

b. 専門職支援者のみの憶測で進めない、ひきこもり当事者の意見が反映される効果的なピアサポートの活用

私たちのプラットフォームづくりは、いったい何のための誰のためのものなのか、という問いは常に持ち続けていかねばならない。少なくとも専門職の自己満足的な支援や名誉、プライド、地位向上のための支援であってはならない。プラットフォームの主体は私たちの目の前にいる当事者であり、当事者の意向に沿うものでなければならない。

たとえば、今年度E市では次のような事案があった。共催後援団体が一堂に介して行った第2回開催後の中間振り返り会議の席上、支援者から「話題提供後のグループ分けを行う際に移動時間を要してしまい正直もったいない」という趣旨の意見が出された。これについては会議内では受け付け時点で参加者の属性を個別的に質問し着席させるようなテーブル仕分け方法は、居場所としてはそぐわないとその場では発言がなされていたのに、意見を受け取った共催団体であるE市社会福祉協議会は、次のようなプランを主催者側に対して提案してきたのである(図-2)。

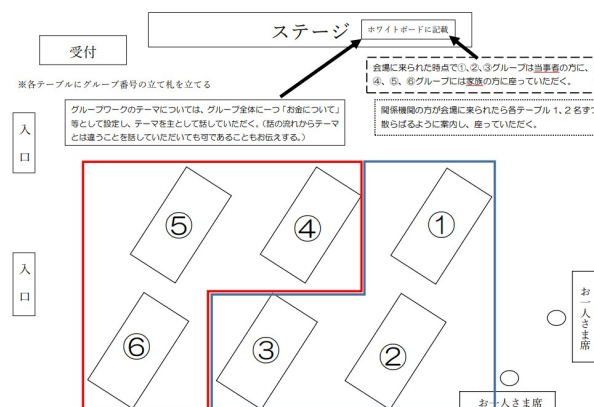


図-2) 第3回居場所「シエスタ」会場図考案

E市では、基本的にプラットフォームへの参加者は、自分の好きなところに自由に座れる形式をとっていた。そのため前段のピアスタッフによる話題提供終了後、当事者と家族、市民、支援者が混在する状態から、当事者テーブル、家族テーブル、お一人さま席にそれぞれ分けられるときに参加者が順調に移行できず、もたつくことが多かった。その課題を解消するための手段として事前に座席を割り振る指定措置が考案されたものが図-2)である。しかし、この仕組みは参加者である当事者や家族側からの要望で考案されたものではなく、一人の支援者の意見を取り入れたものであった。こうした一見善意の「良かれ」と思われる行動が、実は「当事者不在」をつくってしまう危険性をはらむことを理解する必要がある。支援者の声(思い込み)だけで場づくりを決めてしまうのではなく、きちんと当事者や家族の意向を聞くことが先決である。

また、参加者がグループ分けにおいて、もたつく理由の一つが、複数の同じ当事者テーブルや家族テーブルがあることで、どこに行けばよいのか迷ってしまうところにある。当事者テーブルは一つだけにして、他のテーブルには多様なテーマを持たせるなどの工夫を加えることで移動しやすくなることも考えられる。さらにグループ分けをする際に生じる、もたつくと受け取られやすい時間も、参加者にとっては必要な時間なのかもしれないという複眼的な視点をもつことも重要である。この考案は主催者側の説明で取り下げられている。

その意味で、参加する当事者に一番近いピアスタッフの役割は、プラットフォームづくりには極めて重要である。単なる専門職の補助員としてではなく、対等な協働者として軽視してはいけいない。ピアスタッフは「いたらいいな」という存在ではなく、支援チームに「なくてはならない存在」なのである(相川：2014)。参加者アンケートの自由記述回答(FA)に寄せられた意見や感想では、「ピアスタッフがいることで会話がしやすくなっていると感じています」と回答する支援者も見られた。そうした「気付き」はとても大切なことである。

c. 支援段階間のハードルが必然的に高くなっている家族支援から就労支援までの個別的な段階支援をプラットフォーム上で包括的に支援できるような柔軟なパラダイムの形成

2018年度から厚生労働省がひきこもり対策推進事業の拡充を図った「ひきこもりサポート事業」では、利用可能なひきこもり相談窓口、支援機関の情報発信、関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点(居場所、相談窓口)づくり、ひきこもりサポーター派遣といった内容が盛り込まれており、その中核に据えられたものが「ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築」にあった(厚生労働省：2019a)。

さらに、2019年度に地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会が、今後の地域共生型社会を目指してまとめた最終報告書(厚生労働省：2019b)の中では、新たな包括的な支援機能として①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を掲げている。これらをひきこもり支援において援用すると、①断らない相談支援では、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を意味し、そこには年齢制限などの差別はない。ひきこもりは単一の問題や心性によって理解しうるものではなく、むしろ様々な困難の結果として人間関係や社会からの孤立した状態に陥っている人というのが支援現場で見えるひきこもり状態像である(有吉：

2011)。ひきこもり当事者が一步踏み切れないその背景には、「仕事に対しての恐怖というよりは高い理想をもっていることが言われており、就活に踏み切れない理由のひとつがその理想に自分がついていないから恐怖を感じている」という見解が示されている(原:2016)。

だからこそ、②参加支援では、本人・世帯の状態に合わせて、地域資源(local resources)を活かしながら、社会とのつながりを回復する支援が必要となる。ひきこもり立法がない現状では既存の法制度、とりわけ生きるための社会保障そのものが、世帯単位の原則で活用しづらい側面があり、個人単位で受けられるように見直すことも必要となろう。

また、ひきこもり支援は、彼ら彼女らを無理やり引っ張り出し、就労を強いることなく、ある意味でひきこもる権利を保障することも重要なことである。しかし反面、忘れてはならないのは同時に彼ら彼女らから見た社会が自ら参入できる場所に見えないということである(有吉:2011)。家庭以外に参加できる場の選択肢がなければ、必然的に家にいるほかないし、無業状態である人に対して、強いスティグマ(負の烙印)や偏見が存在する社会では、そうした人たちは「家から出にくい」。そうした社会環境によって「ひきこもらせている」面を視野に入れる必要がある。本人・家族を変えようとする働きかけ以上に、家から出やすい・出られる環境を整備する(関水:2019)支援が求められる。そしてこのことは、③地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すひきこもり支援へと向かうことにつながる。

ひきこもり当事者が様々な困難に対峙し、等身大に立って現状と折り合いをつけながら、日常の中に縁を「つなげる居場所」、そして社会の中に「居場所」と「出番」を見つけることを手助けすることがひきこもり支援の全容なのである(有吉:2011)。今回の参加者アンケート結果からも「シエスタに参加するために床屋に行ってきましたというお話を聞いてこんな居場所、出かけられる場所、やっぱり必要と思いました(支援者)」という意見が出されていた。人間の意欲というものは、どのようにして形成されていくのか、受容と承認を繰り返す中で、ひきこもり当事者と真摯に伴走していく必要がある。

5. まとめ

さて、今回3地域で行われたプラットフォーム実践活動を通して、ひきこもり当事者が日常の中で縁をつなげられるプラットフォーム、そして当事者に出番があるプラットフォームづくりとして全体を振り返りどうであっただろうか。最後に総括して本稿を終えたいと思う。

O市については、2020年度から後援団体機関が新たに加わったものの、現地実行委員会組織はなく、最終的にO市保健所職員の参加は一切見られなかったが、当事者の参加は前年度より平均値で1名増え、親子で継続参加していた家族からは、プラットフォームに参加したことで当事者本人の意識に変化が見られるようになり良かったという感想が寄せられた。

E市とT市では、それぞれ支援団体機関につながっている当事者に公募して、独自のプラットフォームの名称が今回初めてつけられた。提唱者として当事者の役割と出番がそこには見出された。またT市では、「とまとま」に参加していた当事者1名が、さらにT市非公開当事者会に参加するようになった好事例や、さらに前年度当NPOが主催して実施したサテライト事業に参加していた当事者で、その後T市の非公開当事者会につながったケースがあった。その当事者は最近アルバイトも

はじめ、T市の状況について家族が知る機会になればと思い、グループワーク内の司会進行はできないが、質問されれば話ではできると親の会への参加を申し出る予想しなかった展開も見られた。少しずつではあるが、研究事業への明るい兆しが見え始めている。

しかし、ひきこもり当事者とその家族全体からすると、プラットフォームへ足を運ぶ人たちはまだまだ少数と言わざるを得ない。参加者アンケート調査結果でも「シエスタを知らない方がまだまだ多くいらっしゃると思います。どのように周知していくかアイデアを持ち寄りたいですね(支援者)」といった広報手段のさらなる工夫を問う意見も出されていた。

とりわけ、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、プラットフォームに参加しづらい状況が長期にわたって続いた。外出が困難な当事者や家族にも開かれたプラットフォームを検討することが求められている。それは持続したひきこもり生活を送っている人の孤立を防ぐ重要な役割を果たすことになる。自発的に参加できる多様な集う場をピアスタッフと共に築き上げていくことは、ひきこもりソーシャルワークの重点課題の一つである(山本:2021)。具体的には札幌市でもいち早く導入した電子居場所と呼ばれるネット会議システム zoom を活用したオンライン上で展開されていくひきこもりの居場所づくりである(上田:2020)。在宅にしながら交流できる居場所として、移動交通費はかからず、遠隔地の当事者も自由に参加できる利点がある。

ただし、家庭的な諸事情でネット環境やPCがない人、技術的操作方法がわからない人、在宅であるため同居者に話の内容を知られたくない人、ネットでの長時間の画面共有は苦手という人などにとっては、残念ながら対象外となってしまう課題が残っている。

こうした電子居場所がもつ利点と課題を協働実践のもと克服し、これまでのリアル開催での良さを踏まえた新たな方向性としてハイブリット型プラットフォームを考えていくことは大切なことである。

新型コロナウイルス感染状況の危機ステージに応じて、(1).対面支援(参加者が会場に来てリアルな支援を受ける方法)のみならず、(2).在宅非対面支援(参加者が各自在宅でオンライン支援を受ける方法)、(3).集合拠点型非対面支援(スマートフォン・PC機材やネット環境がなく在宅での支援が困難な参加者が各地域で用意した3密防止策を図った集合支援拠点施設でオンライン支援を受ける方法)といったリアルとオンラインの3パターンを組み合わせる方式である。

具体的には、(1)を開催基本としながらも、今後の新型コロナ禍により、(1)と(3)、(2)と(3)を併用するハイブリット方法になる。また、試行的にタブレットなどを使用して各支援団体機関が個別訪問支援対応しているケースで、まだプラットフォームに参加することが難しいが関心を寄せるケースがあれば、訪問した支援者と共に当事者が一緒にオンラインを通じての参加が可能となろう。

(3).集合拠点型非対面支援の運用については、自宅でのオンライン参加が難しい人たちが、新型コロナウイルス感染防止策に準拠した集合拠点を公共施設や支援団体機関内に設け、プロジェクターに接続した大画面を通して参加者は共有するという仕組みである。

まだまだ全国的にプラットフォームのオンライン化は進んでおらず、こうした試行事業が今後の展開に際しての貴重な参考資料となっていくと思われる。実施にあたっては、準備作業を含め課題も多々あるが、今後の大きな検討事項として前向きに考えていきたい。

参考引用文献

- ・相川章子「ピアスタッフの現在と未来ー日本の精神保健福祉の変革を目指して」『精神医療 74』批評社（2014 年）
- ・有吉晶子「多様なひきこもりを支援するー「居場所」と「出番」作りに伴走する」『臨床心理学』第 11 巻第 3 号,金剛出版（2011 年）
- ・上田理香「【札幌市】コロナ禍でオンラインをいち早く導入ー公設民営の居場所・親の会「よりどころ」（札幌市委託事業）『たびだち 2020 年夏季号（通観 94 号）』特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会（2020 年）
- ・岡 知史「セルフヘルプグループとの協働ー当事者とともに福祉を開発する」岩崎晋也・岩間伸之・原田正樹『社会福祉研究のフロンティア』有斐閣（2014 年）
- ・厚生労働省「ひきこもり支援推進事業ーひきこもりサポート事業」（2018 年）
- ・厚生労働省「ひきこもり支援施策の方向性と地域共生社会の実現に向けて」（2019 年 a）
- ・厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）（2019 年 b）
- ・厚生労働省「令和 3 年度予算案及び令和 2 年度第三次補正予算におけるひきこもり支援に関連する取組みについて」（2020 年）
- ・関水徹平「特集：ひきこもりの長期化と孤立する人々 8050 問題と日本型福祉社会ー家族主義と雇用環境の変化から考える」『月刊保団連』№1307（2019 年）
- ・田中 敦「公設民営型居場所」『居場所づくりの実践マニュアル』令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域共生を目指すひきこもりの居場所づくりの調査研究事業」特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会（2020 年）
- ・原 未来「ひきこもり周縁の若者たちのフリースペースをつくる」日本科学者会議編『日本の科学者』vol.51№6（2016 年）
- ・山本耕平「ひきこもりソーシャルワーカー生きる場と関係の創出」かもがわ出版（2021 年）

本研究事業は、2020 年度公益財団法人日本社会福祉弘済会助成金採択のもと実施した。

事例

マチの色探しによる多様な地域連携と次世代育成の取り組み —その 1 2017 年度からの事例報告—

外崎由香（北海道カラーデザイン研究室）

小笠原志朗（名寄市社会福祉協議会）

鈴木咲希（名寄市社会福祉協議会）

鶴原真央（名寄市社会福祉協議会）

キーワード：景観色 地域連携 次世代育成

1. 背景

日本列島は南北に長く、四季もはっきりしているため、その土地らしさを楽しむことができる。その土地の木材や石材、土を焼いたレンガなどを用いた建造物の外装色によって、違和感の無い調和した街並みとなる。

だが、塗料の発展と高度成長期の波に乗り、建造物の外装色が日本全国同じような街並みとなり、その土地らしさが失われてしまった。

そこで、我が国では 2004（平成 16）年に景観法（国土交通省）を策定した。景観法の基本理念は、『良好な景観は、「国民共有の資産」、「地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」、「保全のみならず新たに創出することを含む」。』である。主に、環境に大きく影響を与える大型建造物や橋梁などの高さや看板設置のデザイン、色彩（景観色）などを配慮することが取り決められている。景観色は、その土地の気候風土に調和された色番号がマンセル値（色相・明度・彩度）で提示されている。

北海道では札幌市が 2004 年に「札幌の景観色 70 色」を策定した^{（注 1）}。この 70 色を大型建造物などに使用することで、50 年後、100 年後に世界に誇れる美しい景観となることを想定している。

本事業は景観色を応用し、地元の地域らしさを多くの住民が発見、及び、再確認し、世代を超えたコミュニケーションを取りながら、地元への愛着を次世代へ繋ぎ、将来の担い手づくりをしていく取り組みである。

具体的には、筆者の札幌の景観色 70 色を応用したご当地カードゲームから始まり、2017 年度からは名寄市社会福祉協議会主催で、名寄東小学校の「子どもの心を育む講演・交流事業」として 5 年連続で取り入れられている。

本事例紹介では、これまでの経緯と、新たに今年度から名寄産業高校との連携も加わり、多様な地域連携の広がりについて述べる。

2. 札幌の景観色 70 色を活用した取り組み事例

（1）札幌の景観色 70 色とは

2004年に札幌市が策定した建物外壁色に使用することが望ましい70色で構成されたガイドラインである(図1)。札幌の気候風土に合わせた色調とネーミングが特徴で、条例として定められており、主に大規模建造物や橋梁、公共施設などに用いられている。

このガイドラインは、美しい札幌の景観づくりの実現方策の一つであり、建造物等が周辺環境に調和し、誰もが美しいと感じる魅力ある札幌の色彩環境の創出を目指すことを目的として作られている。70色を抽出する際に、四季を通してさまざまな視点から調査、研究と大規模建築物約300件の外装色彩調査も行われている^(注2)。

70色の色名も郷土(札幌)を意識し、色を心に留めてもらうため札幌をイメージできるオリジナルの名前(例えば、リラ霞、雪消水、雪虫、モエレ沼、札幌玉葱など)が付けられている。



図1. 札幌の景観色70色

(2) 札幌の景観色70色カードゲーム「さぼら」誕生

前述したように、札幌の景観色70色が策定されたのは2004年であるが、残念なことに札幌市民への周知が行き届いていない。そこで、次世代を担う子供たちに札幌の景観色70色を知ってもらうことを目的にカードゲームを制作するためにクラウドファンディングで支援を募った。70色をカルタのようなカードゲームにすることで、気軽に景観色に触れることができ、子どもから大人まで幅広い世代でコミュニケーションを取ることができるツールになる。クラウドファンディングは目標を超える135%を達成し、集まった支援金でカードゲームを制作し、札幌市内の児童会館250か所へ寄贈した。

完成したカードゲームは、札幌のカラーを意味する「さぼら(SAPPORO + COLOR = SAPORA)」と名付けた(図2)。カードはトランプほどの大きさで、景観色と色名、可愛いイラストを施こされており、カルタと色の神経衰弱ゲームができる。2015年には札幌市認定の札幌スタイルにも認証された。



図 2. 札幌の景観色 70 色カードゲーム「さぼら」

（３）札幌の景観色 70 色の課題

札幌の気候風土、歴史などの固有財産を 70 色のカラーガイドに取りまとめたのは日本でも札幌市のみで、独自のユニークな取り組みであるにも関わらず、札幌市民が認知していないのは残念な事である。

札幌市が当時の札幌高専（現在の札幌市大学）に委託し、ごく一部の限られた範囲で制作された。札幌市民が札幌の景観色 70 色を認知していない原因は、札幌市の PR 不足と 70 色の制作時に市民が積極的に参画していないなどの情報不足と考えられる。

もしも、制作時に多くの札幌市民が参画することができたなら、景観色に愛着を持つことができ、札幌らしい街並みを形成することができるのではないだろうか。景観色が観光資源にもなり、住む人も、訪れる人にとっても居心地の良い、豊かな環境になるだろう。景観色がまちづくりに貢献する力は大きいと考える。

3. 名寄の色探しへの発展

（１）名寄東小学校での色探し授業のはじまり

名寄市で地域の色探しワークショップを始めたのは 2017 年度からである。名寄市社会福祉協議会主催で名寄市東小学校 6 年生の総合学習の時間に取り組み、5 年継続で行っている。

筆者は以前から名寄市社会福祉協議会でセミナー講師として招かれる機会も多く、前述した札幌の景観色 70 色カードゲームさぼらを作成した経緯と課題について、名寄市社会福祉協議会に話したところ、「名寄市で地域の色探しを子どもたちと一緒にやったら面白いのではないか」と話が発展し、小笠原志朗氏を中心に名寄東小学校へ打診したところ快く受け入れてもらうことができ、実現した。

名寄の色探しは、札幌の景観色 70 色のように、条例として建造物の外壁色として採用することが目的ではない。名寄市の子どもたちが地域への興味関心、魅力を発見し愛着を持つこと、幅広い地域連携をすることで、名寄市を支える次世代の担い手を育成することを目的とする。

札幌市の景観色 70 色が札幌市民に認知され建造物の色彩が順次変わっていくのも、名寄市の色探し活動で子どもたちが成長して地域を支えるようになるのも、いずれも時間を要することだが、こ

のような取り組みを継続して活動の幅を広げていくことが、地域活動やまちづくりに繋がっていく。

（２）初年度からの取り組み

名寄社会福祉協議会が主催となり初年度から毎年、実施内容の打ち合わせや子どもたちへ授業の進め方と到達点について説明がなされている。本事業の初年度にあたる 2017 年から、授業の大まかな進め方は次の 3 つの柱である。①筆者による色彩のレクチャー、②名寄社会福祉協議会同行によるタウンウォッチング、③地域住民を招いた発表である。各内容の詳細は次にまとめる。

① 色彩の専門家によるレクチャー

名寄東小学校で授業 2 コマを使って、筆者が色彩のレクチャーを行った(図 3)。レクチャーの内容は以下の通り。

- ・景観色について。
- ・カラーカードについて(建造物の色番号で使用するマンセル数値の考え方と測色方法)。
- ・校舎内外での測色体験(図 4)。
- ・札幌の景観色カードゲーム体験(図 5)。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、緊急事態宣言発令中はオンライン授業の実施、対面時のワークなども完成予防対策をしっかりと実施した。



図 3.レクチャーの様子

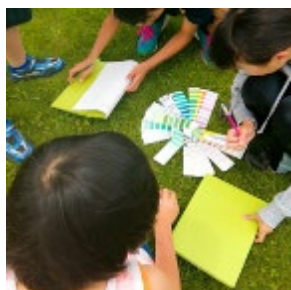


図 4.測色の様子



図 5.カードゲームの様子

② タウンウォッチング

予め子どもたちが色探しを行いたい名寄に関係する対象物などをヒアリングし、バスなどを手配して、タウンウォッチングへ出かける。職場などを訪問し、色探しと取材などを行い名寄市の歴史や特産物等を自主的に学習する機会となる(図 6)。

学校に講師を招いて行うのではなく、子ども達が地域に出て対象物の関係者(地域の大人)から話を聞くことで、地域の魅力や文化に直接触れることができより深い学びになると同時に、幅広い関係者の地域福祉活動へ関りや学校・地域・社協の関係性の構築にもつながっている。



図 6. タウンウォッチングの様子 (右:キマロキ列車、左:ジャンプ台)

③ 発表会

子どもたちはタウンウォッチングで調べた内容をパワーポイント資料にまとめて発表を行う。発表は、調べた色と色番号(マンセル値)、色名をオリジナルで〇〇色のように名付けて、子どもたちがカードのイラストを描き、カルタの読み札もすべてオリジナルで考えられている。

発表会には地域住民も参加し、完成したカードゲームで交流会も行われた。ただし、コロナ禍は感染拡大防止のためゲーム交流は実施しなかった。



図 7. 発表会の様子 (右:スライド発表、中央:完成したカード、左:ゲーム交流)

4. 新たな地域連携

(1) 名寄産業高校との取り組みへ発展

今年度は新たな地域連携先として、名寄産業高校が本事業に賛同し、より成果物が地域住民に周知されることになる。

名寄産業高校の生活文化科の活動で、学生がクッションを手作りして名寄駅に寄贈する活動を20年以上前から継続している。これまでの活動では、クッションのデザインは生徒のオリジナルで作成してきたが、今年度は本事業の「名寄の色」をテーマに行うこととなった。

名寄産業高校が本事業に賛同することとなったきっかけは、生活文化科の担任である高田先生が藤女子大学の学生時代に筆者の授業を受講した縁があり、また名寄社会福祉協議会とも事業提携していた経緯がある。さらに、名寄東小学校の卒業生が名寄産業高校へ入学し、6年生の頃に本事業を体験していることも大きな要因である。

様々な地域連携やコミュニケーション、広がりを感じられる成果物としてクッションを作成される意義は大きいと考える。

なお、今年後の事業取り組みのスケジュールは以下の通りである。本事例紹介ではクッションは作成途中であるため、今後の主な取り組みを次にまとめた(図 8)。名寄産業高校の学生には、本事業の取り組み内容と色彩のレクチャーをコロナ禍であったためオンライン授業を 2021 年 9 月 7 日に行った(図 9)。

魅力発信!名寄おもてなしプロジェクト(仮称)

名寄産業高校が長年取り組んでいる、名寄駅休憩所で使用するイス用クッションの寄贈を名寄東小学校の児童と連携をし、利用客に休んでもらうだけでなく、名寄の魅力を発信することができるようにすることで、活動に携わる子ども達の地域への愛着や地域活動に参加することの喜びの達成を図ると共に、名寄市内外の駅利用者へ対する地域の魅力発信につなげる。



図 8. 今後の主な取り組み



図 9. オンライン授業の様子

(写真の掲載にあたり、ご本人たちの了解を得ています。)

(2) 今後の取り組み

今後の取り組みを 2 つ紹介する。一つは今年度の色探し事業はタウンウォッチングが終了したところである。今後、子どもたちが調べた色を発表するために絵を描き、かるたの読み札を考え、発表の

ためのまとめ作業を行う。出来上がった絵などは名寄社会福祉協議会によって、カードゲーム本体が手作業で作られる。

2021年11月30日に名寄東小学校の授業内で発表会が行われる予定である。発表会には筆者も同席し、子どもたちの成果物を確認し講評を行う。発表会を見学する高齢者団体や地域住民には、本事業の感想などアンケート実施を予定しており、集計結果は次年度の本事例研究で発表したいと考えている。

もう一つは、産業高校との連携でクッションを制作し、名寄駅に寄贈するものである。産業高校ではこれまで毎年名寄駅の休憩所に設置するクッションを制作して寄贈しており、その取り組みを発展させる形で、小学生が考えた名寄の色を用いたクッションを制作し、名寄駅に設置することで、子ども達の発信により駅を利用する名寄市内外の幅広い方への発信を目指す。

また、制作に関わる産業高校の学生の中には、名寄東小学校に在籍時に本取り組みをした学生もあり、世代を超えて継続される取り組みとなった。

12月以降、2017年度に名寄東小学校の子どもたちが考えた12種類の名寄の色とイラストをアイロンプリントで布に転写、現在の高校1,2年生合計37名が参加し、2022年5月までに完成させ、名寄駅に寄贈予定。本事業の経過についても、次年度の本事例研究で発表したいと考えている。

さらに、本事例を今後は観光協会にも協力を仰ぎ、さらなる名寄市の情報発信を続けていきたい。

5. おわりに

地域資源を見つけて知ることは、自分たちが住むまちを誇りに思い愛着を持つことに繋がる。私たちが目にする景色には色が付いている。本事業を通して考えた色は大人になってもきっと記憶に残るだろう。

本州に比べて北海道の歴史は浅いが、本州とは異なる都市計画と発展、文化、気候風土、コミュニティがある。地域らしさを次世代に繋ぐバトンとして子ども達と一緒に「地域の色探しワークショップ」は今後も継続していく。

注

1) 札幌市ホームページ (2020.9.2) 札幌の景観色 70色

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/panfu/panfu.html#shikisa> (2021.9.30)

2) 外崎由香「札幌の景観色 70色の特徴と比較研究」日本色彩学会日本色彩学会誌 36, 24-25, 2012-05-01.

第4回 地域福祉優秀実践賞 顕彰団体

光生舎ゆいま～る・もみじ台

2018(平成 30)年から北海道地域福祉学会では、北海道内の地域福祉に関する優秀な実践を顕彰し、地域福祉にかかわる優れた実践を掘り起こすとともに、北海道の地域福祉の一層の発展と向上に寄与することを目的に「地域福祉優秀実践賞」を定めています。2021(令和 3)年度は、「光生舎ゆいま～る・もみじ台」に贈呈することとなりました。

社会福祉法人北海道光生舎は、1956(昭和 31)年に高江常男氏が赤平市に開設したクリーニング業が始まりです。当時、身体に障害のある人たちの就労の場が限られる中、北海道で先駆的な事業として発展しました。その後、札幌市に進出し、現在は従業員約 700 名を擁する、北海道内で最大規模の社会福祉法人に発展しています。「光生舎ゆいま～る・もみじ台」は、北海道光生舎の事業の一環として、2012(平成 24)年に札幌市厚別区のもみじ台南小学校跡地に、通所介護や障害福祉サービス事業所等の多機能型事業所として開設され、2015(平成 27)年に特別養護老人ホームも併設しました。

「光生舎ゆいま～る・もみじ台」の受賞理由を説明いたします。まず、「光生舎ゆいま～る・もみじ台」は北海道初の高齢者施設と就労継続支援事業 A 型・B 型を融合させた事業所運営を行なった点です。定員 80 名の特別養護老人ホームの清掃、洗濯、配膳、物品補充、シーツ交換など、これまで介護スタッフが担当していた業務の一部を、A 型や B 型利用者が担っています。介護スタッフは介護専門の仕事に専念でき、また、A 型や B 型の利用者は仕事を身につけ、的確に行ない、やりがいを得ることができます。また、「光生舎ゆいま～る・もみじ台」は、地域交流事業も行ない、校舎内に地域開放スペースを設け、自治会の会合やサークル活動に貸し出し、地域の活動拠点としての役割が定着し、地域貢献と高齢者支援、障害者支援を一体的に展開している特徴があります。

また、「光生舎ゆいま～る・もみじ台」は、「ゆいま～る地域貢献推進チーム」を組織し、特に、高齢化等の地域課題への取組を行なっています。これまでのゴミ拾い活動に加え、2020(令和 2)年度は雪かき隊を組み、除雪に協力しました。また、北星学園大学とリモート授業でつながり、地域福祉活動と学術面の交流がなされ、学生たちからは特別養護老人ホームや就労支援、地域貢献についての理解が深まったという声が聞かれ、福祉人材の育成にもつながっています。「ゆいま～る地域貢献推進チーム」の活動は協力やつながりを生み出しています。

また、北海道光生舎には創設者の理念が今も脈々と受け継がれ、主体的な行動につなが

っています。創設者の高江常男氏は、「生きること、働くこと、生活者であること、人が人たる全人的な価値を得ていくこと」の理念を説き、職員全体が主体的に福祉の実践に取り組んでいます。特に、「光生舎ゆいま～る・もみじ台」では、『わたしたちは、すべての人が生きがいを感じられる 人生を実現するために存在する』という共通理念を具現化することを目指し、地域支援を実践しています。

加えて、今後に向け、「光生舎ゆいま～る・もみじ台」では、コロナ事情で中断していた北海道光生舎の工場や事業所の見学会、参加型避難訓練、ゆいま～る給食体験、ゆいま～る地域食堂の再開を検討しています。社会福祉法人は公益的役割を担っており、今後の発展が大いに期待されます。

以上のように「光生舎ゆいま～る・もみじ台」は、先駆性、独創性、主体性、発展性において非常に優れた取り組みがなされていることから、北海道地域福祉学会では地域福祉優秀実践賞を贈呈しました。

2022(令和4)年1月22日(土)にZoomにより開催された北海道地域福祉学会定例研究会(全道研究大会)において授賞式を行い、忍正人会長から受賞理由の説明ののち、「光生舎ゆいま～る・もみじ台」の渡邊施設長よりご講演をいただきました。関係諸氏のご理解を得て、本学会誌に講演資料を掲載させていただけますことを心から感謝申し上げます。



渡邊 靖洋ゆいま～る施設長と推薦者の松岡是伸副会長

北海道地域福祉研究 2021 年 （第 25 巻）

発行年月日	2022 年 3 月 31 日
発 行 者	北海道地域福祉学会 会長 忍 正人 〒004-0022 北海道札幌市厚別区厚別南 2 丁目 7 番 28 号 一般社団法人 Wellbe Design 内 TEL (011) 801-7450 FAX (011) 801-7451 URL. http : //www.hacd.jp Mail. Info@hacd.jp
